

羽幌町の環境を守る基本計画



平成29年3月
羽 幌 町

「羽幌町の環境を守る基本計画」見直しに当たって



羽幌町長

駒井 久晃

美しい大自然に恵まれた羽幌町・・・私たちは町民憲章で、羽幌町の自然を愛し、平和で美しい町にすることを誓いました。しかし今、私たちの周りでは地球規模でさまざまな環境問題が発生しています。この先、私たちの生きる環境はどうなってしまうのか、不安を抱えていることもまた事実です。

だからこそ、未来の子ども達により良い環境を残したい、そのための計画を作らなければならないとの思いから平成18年3月に羽幌町の環境を守る基本計画を策定し、町民・事業者のみなさまと共に環境に配慮したまちづくりを進めてきました。

この計画は、本町の総合振興計画を環境分野で補完する役割として体系付け、施策の方向性を示すものです。計画では羽幌町が行うべきことだけではなく、町民のみなさん自身の行動の目標「はぼろスローライフ計画」を掲げていることが特徴のひとつであります。家庭や職場など身近なところから生活を見直し、一人ひとりが環境に配慮した行動を心がけ、できるだけきれいな空気や水、大地を未来の子どもたちに引き継いで行くためのものです。みなさんも、できるとき・できるところから、少しずつはじめてみませんか。その行動こそが未来の子どもたちを救います。

このたび、住民、事業者、環境省等、各主体のみなさまから環境配慮の取組みの状況や、新たな課題、施策等についてご意見を頂き、計画の見直しを行うことが出来ました。今後においても「豊かで質の高い環境」を未来の子どもたちへ引き継ぐため、町民・事業者・行政がめざすべき基本的な方向性を一つにし、具体的な目標達成のため取り組むことで、さまざまな環境問題の解決を図ってまいりたいと考えていますので、より一層のご支援と積極的な参加をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました町民検討会議及び羽幌町環境審議会のみなさま、貴重なご意見をいただいた町民、事業者のみなさまに対し、深く感謝いたします。

『あなたが世界を変える日』

国連地球環境サミット(1992年6月ブラジル リオ・デ・ジャネイロ)での、

12歳のセヴァン・カリス=スズキのスピーチ

「・・・オゾン層にあいた穴をどうやってふさぐのか、あなたは知らないでしょう。
死んだ川にどうやってサケを呼び戻すのか、あなたは知らないでしょう。

絶滅した動物をどうやって生きかえらせるのか、あなたは知らないでしょう。

そして、今や砂漠となってしまった場所にどうやって森をよみがえらせるのか、
あなたは知らないでしょう。

どうやって直すのかわからないものを、こわしつづけるのはもうやめてください。

・・・もし戦争のために使われているお金をぜんぶ貧しさと環境問題を解決する
ために使えば、この地球はすばらしい星になるでしょう。私はまだ子どもだけど
そのことを知っています。

学校で、いや、幼稚園でさえ、あなたたち大人は私たち子どもに、世のなかでど
うふるまうかを教えてください。

たとえば、争いをしないこと、話しあいで解決すること、他人を尊重すること、
散らかしたら自分でかたづけること、ほかの生き物をむやみに傷つけないこと、
わかちあうこと、そして欲ばらないこと。

ならばなぜ、あなたたちは私たちにするなと言うことをしているんですか。

なぜあなたたちが今こうした会議に出席しているのか、どうか忘れないで下さい。

そしていったいだれのためにやっているのか。

それは、あなたたちの子ども、つまり私たちのためです。

みなさんがこうした会議で、私たちがどんな世界に育ち生きていくのかを決めて
いるんです。

・・・おききしますが、私たち子どもの未来を真剣に考えたことがありますか。

・・・あなたたちはいつも私たちを愛しているといえます。しかし、いわせてく
ださい。

もしそのことばがほんとうなら、どうか、ほんとうだということを行動でしめし
てください。」

(発行 学陽書房 著者 セヴァン・カリス=スズキ 編・訳者 ナマケモノ倶楽部)

『あなたが世界を変える日 12歳の少女が環境サミットで語った伝説のスピーチ』から抜粋)

「セヴァン・カリス＝スズキ」1979年生まれ。
カナダ在住 日系4世の女性です。

1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連地球環境サミットの、世界各国の代表が集まる政策会議の席上で子どもを代表して、12歳の彼女がスピーチをしました。

彼女達は国連に呼ばれたわけではありません。自分達で焼いたお菓子や持っている本を売り、カンパを募って旅費を貯め、世界中が未来を犠牲にするような開発を止めるよう訴えるために自ら参加しました。

NGOのブースで活動しながら、国連に働きかけ6分間の話す時間を獲得したのです。

「今日の私の話には、ウラモオモテもありません」から始まるその奇跡のスピーチは各国代表や政治家などの大人達に訴えかけ、スピーチが終わったとき人々は立ち上がり涙をながしたそうです。

是非皆さんも機会があったら本やインターネットなどで何を大人達に伝えたか調べてみてください。

その後、彼女は世界中を駆け巡りスピーチを行い、国連会議に招待され「国連地球憲章」を作る青年代表にもなりました。

大学で生態学と進化生物学を学んだ後、現在も次の子ども達に素晴らしい地球を残すため精力的に活動しています。

この時のこのスピーチをそのまま、あなたにお伝えします。

未来を犠牲にするようなことをしていませんか。

未来の子ども達に素敵な地球を、素敵な羽幌を渡すことができますか、と。

羽幌町の環境を守る基本計画 目次

羽幌町の環境を守る基本計画 目次	1
はじめに	4
計画の策定趣旨	4
計画の役割	4
計画の性格	4
計画の対象	5
計画の期間	5
計画の構成	5
羽幌町の自然環境保全の考え方	6
第1章 羽幌町の環境の現状と課題	7
1 羽幌町の姿	8
2 羽幌町の環境が抱えている課題	15
(1) 優れた自然環境の保全	15
(2) 野生動物の保護（海鳥保護）	16
(3) 身近な環境の保全	17
第2章 羽幌町のめざす環境	19
1 環境に対する新たな取り組みの必要性	20
2 羽幌町のめざす環境	21
3 「豊かで質の高い環境」を実現するための各役割	21
第3章 環境を保全・活用・継承するための 施策と目標	23
基本方針1：コミュニケーションを土台にした合意形成	24
(1) 情報の提供	24
(2) 人づくりの場と機会をつくり住民間の連携をつくる	25
基本方針2：自然に学び自然のしくみを再認識し自然と共に暮らす地域づくりを推進する	26
(1) 海鳥を守る	26
(2) 自然林を守る	27
(3) その他の生き物を守る	28
(4) 森の保全・活用・創出	29
(5) 川の保全・活用	30
(6) 海の保全・活用	31

基本方針 3：事業活動の発展と環境の保全・活用・継承の両立をめざす.....	32
(1) 魅力ある農村・漁村づくり 豊かな自然を生かした産業.....	32
(2) エネルギー・資源の有効利用.....	33
(3) 未開発の資源の利用.....	33
(4) 自然を残しながらの開発.....	34
(5) 産業廃棄物等の発生抑制.....	34
基本方針 4：ライフスタイルの見直しで環境負荷を減らす.....	35
(1) 地球温暖化防止.....	35
(2) 河川・海域の水質悪化防止.....	36
(3) ごみ・廃棄物問題.....	37
(4) 公園や遊歩道等の自然と親しめる空間づくり.....	39
(5) 環境教育の推進.....	40
(6) 環境意識を持った町民の育成.....	41
基本方針 5：環境に配慮した行政運営を進める.....	42
(1) 事業の見直し.....	42
(2) 住民・事業者が参加しやすい仕組みづくり.....	42
(3) スローライフ運動の支援.....	43
(4) 組織改革.....	43
(5) 国や他の自治体等との協力.....	44
基本方針 6：観光客の協力を得て自然環境への負荷を減らす.....	44
(1) 持続可能な利用.....	44
(2) 環境負荷の軽減.....	45
施策の体系図.....	46
第 4 章 羽幌町が進める重点プロジェクト.....	49
1 環境意識をもった町民の育成.....	50
2 天売・焼尻の自然の持続可能な利用.....	52
3 シーバードフレンドリー制度の創設・運用.....	53
4 環境にやさしい産業の推進.....	54
5 ライフスタイルを見直す町民運動.....	56
6 ごみ減量に向けた連携.....	58
7 森里川海のつながりの保全.....	59
8 スローライフ計画の実行.....	60

第5章 地区別・事業別環境配慮の方針.....	61
1 地区別の環境配慮.....	62
(1) 羽幌地区.....	62
(2) 天売・焼尻地区.....	65
2 事業別の環境配慮.....	68
(1) 漁業.....	68
(2) 農業.....	68
(3) その他.....	69
第6章 みんなで取り組む行動指針（はぼろスローライフ計画）.....	71
1 グリーンコンシューマーになろう.....	72
2 家庭から川や海を汚さない運動.....	74
3 ごみを適正に処理し、出来るだけリサイクルを行う.....	77
4 省エネルギー 地球温暖化防止.....	79
5 まちを花で飾ろう.....	85
6 まちあかり運動.....	85
7 環境教育の場づくり.....	86
資料編.....	87
1 環境計画町民会議の活動.....	88
2 環境基本計画町民検討会議 委員名簿.....	95
3 羽幌町環境保全条例.....	96

はじめに

ここでは、羽幌町の環境を守る基本計画に関する基本的事項（計画の策定趣旨、計画の役割、計画の性格、計画の対象、計画の期間、計画の構成）を示します。

計画の策定趣旨

私たちは、身近な環境から地球環境に及ぶまで様々な環境問題を抱え、そのまま放置すれば未来の子ども達へ大きな影響を及ぼしかねない、そんな生活を送っています。

未来の子ども達により良い環境を残したい、そのために、いま生きている私たちに何が出来るのか、何をしなければならないのか。

それをわかりやすく町民へお知らせし、町民と事業者、町などが一緒に行動に移すための計画が必要となり、平成18年3月に羽幌町環境保全条例と羽幌町の環境を守る基本計画を策定し、環境に配慮したまちづくりを進めてきました。

その後、計画期間である10年を迎えたことに加え、羽幌町総合振興計画の見直しや羽幌町エコアイランド構想の策定、町の環境に関する施策の推進に加え、世界的には京都議定書に代わるパリ協定の取組みなど、社会情勢が大きく変化していることを踏まえ、本計画の見直しを行います。

計画の役割

この計画は、「羽幌町総合振興計画」を環境面において補完し、各施策に環境と調和を持たせるとともに、計画の実現に向けた取組みを通じて、町民、事業者、町などの連携を深める役割を担います。

本計画では、以下に示す事項を定めます。

- ・羽幌町の環境の現状と課題を明らかにし、めざす環境像を示します。
- ・環境の保全・活用・継承するための施策と目標を体系化し、重点的に取り組むべき施策を明らかにします。
- ・地域別・事業別等の環境配慮の方針を明らかにします。
- ・みんなで取り組む行動指針（はぼろスローライフ計画）を示します。

計画の性格

この計画は、環境の保全・活用・継承に関して、羽幌町総合振興計画の環境面を補完し、すべての施策を環境配慮型へと誘導していくものです。

また、様々な計画や指針などとの整合性を確保しながら、長期的な観点から総合的、体系的に推進する必要があります。さらに、計画の実現にあたっては、町民が主体となって自主的に考え積極的に行動することが求められるという性格を持っています。

計画の対象

私たちが「環境」として捉えるものは、大気、水質、土壌、緑、自然林、海鳥などから、地球温暖化などの地球規模の環境問題への対応も含め、幅広いものになっています。

これは、行政のみが行うのではなく、町民自らが行動し、行政と共により良い「環境」を後世に引き継ぐための取り組むべき計画の範囲も対象とします。

計画の期間

この計画は、めざす環境の実現に向けて、平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間とします。

また、「第4章 羽幌町が進める重点プロジェクト」は短期(5年以内)及び中長期(5年以降)のスケジュールを定めているため、5年を目処に計画の中間点検・評価を行うものとしています。

計画の構成

はじめに

・ 策定趣旨 ・ 役割 ・ 性格 ・ 対象 ・ 期間 ・ 構成

第1章 羽幌町の環境の現状と課題

・ 羽幌町の姿 ・ 抱えている課題

第2章 羽幌町のめざす環境

・ 羽幌町の環境保全のめざすもの
・ 実現するための基本方針と各役割

第3章 環境を保全・活用・継承するための施策と目標

・ 本計画の「基本方針」と「基本施策」と「目標」の体系

第4章 羽幌町が進める重点プロジェクト

・ めざす環境の実現のため実際に取り組もうとする事業

第5章 地区別・事業別環境配慮の方針

・ 地区別の環境配慮 ・ 事業別の環境配慮

第6章 みんなで取り組む行動指針 (はぼろスローライフ計画)

・ 町民自らが考え自ら行動するための指針

羽幌町の自然環境保全の考え方

町民憲章

「みのり多い山野と豊かな海をのぞみ、オロロン鳥の天売、オンコの焼尻の両島をかかえ、美しい大自然の中に理想郷を求める羽幌町民」として、羽幌地域の美しい大自然を守り続けていくことが定められています。



第6次羽幌町総合振興計画

自然環境保全に係るまちづくりの基本目標・基本方針として、以下を掲げています。

- 地域の自然が育む豊かなまち
 - ・大切な自然を後世に引き継いでいきます。
 - ・海鳥と人が共生するまちづくりを進めます。
 - ・地球環境にやさしい、低炭素社会を目指します。
 - ・自然との共生による新たな生活スタイルを目指します。
- 安心して魅力的な田舎暮らしができるまち
 - ・安心安全な作物の生産を目指します。
 - ・町民に親しまれるように森を整備し、利用に努めます。
 - ・地産地消から、水産品の安全・安心・新鮮さのPRを支援します。
 - ・まちの資源を積極的に活用する工業の基盤づくりを支援します。
 - ・循環型社会に対応した廃棄物のリサイクルを推進します。



羽幌町環境保全条例

- 条例の目的は、「豊かで質の高い環境の保全等についての基本的な考え方を定め、住民等それぞれの責任と義務を明らかにするとともに、環境の施策の基本となる事項を定め、推進し、町民が豊かで質の高い環境の恵みを受るとともに後代に伝え続けること」です。
- 基本的な考え方として、「現在と未来の町民が豊かで質の高い環境の恵みを受できるとともに、そのような環境が将来にわたって確保されるよう適切に推進されなければならない」としており、推進に向け、住民、事業者、町、観光客のそれぞれの役割が定められています。



羽幌町の環境を守る基本計画

「各主体の取組み」として、それぞれの主体が推進すべき取組みを定めています。



羽幌の自然環境を守る・活かす・引き継ぐ
“未来の子どもたちへより良い環境の贈り物”

第 I 章

羽幌町の環境の現状と課題



(上から) 天売島・焼尻島、市街地・田園・羽幌川・福寿川

第1章 羽幌町の環境の現状と課題

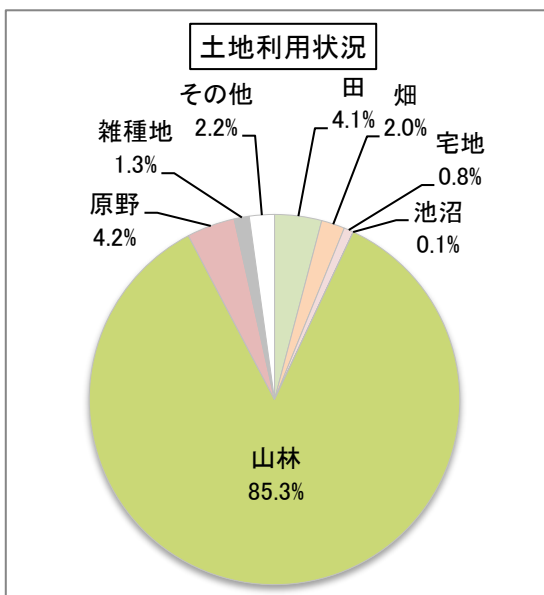
I 羽幌町の姿

羽幌町は、北海道の北部日本海側に位置し、道庁所在地の札幌市へ約200km、地域行政の中心地留萌市までは約50kmの距離にあります。

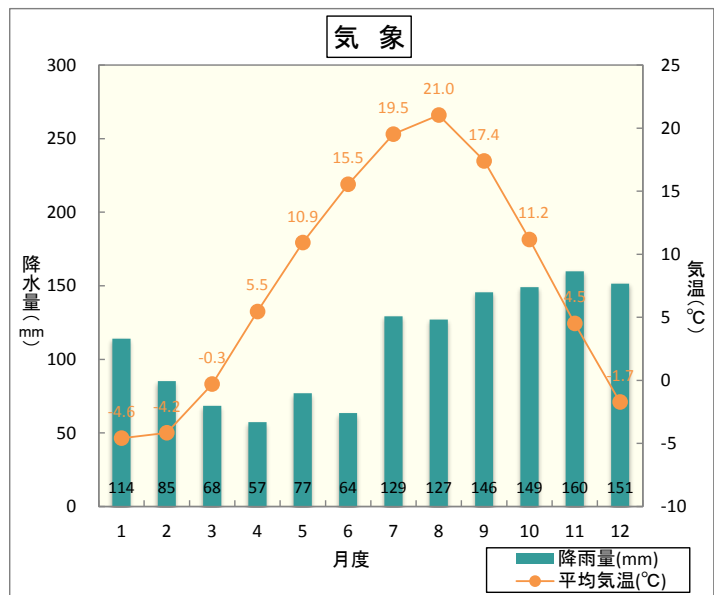
日本海沖24kmには「暑寒別天売焼尻国定公園」に指定されている天売島、焼尻島があります。

総面積472.65km²のうち山林が85.3%を占め、次いで田・畑が6.1%を占めています。

気候は、年間を通してシベリアから吹きつける季節風の影響で風の強い日が多く、夏季は温暖で春から初夏にかけて乾燥し、晩夏から冬にかけて多雨、そして冬季は湿潤寒冷で積雪が多く対馬暖流の影響で内陸部よりは温暖ですが、季節風に雪がともない、しばしば暴風雪となる日があります。

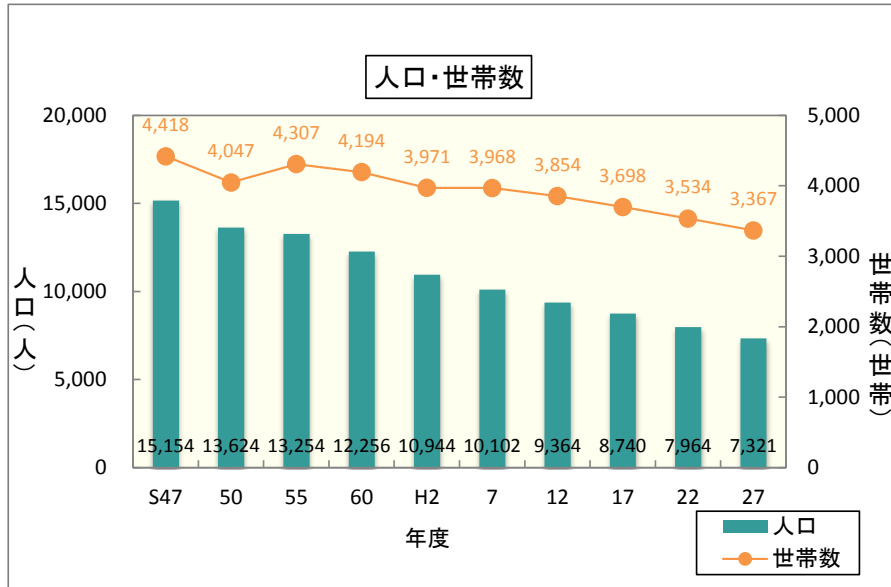


資料 土地利用状況：羽幌町勢要覧資料編（2016年）

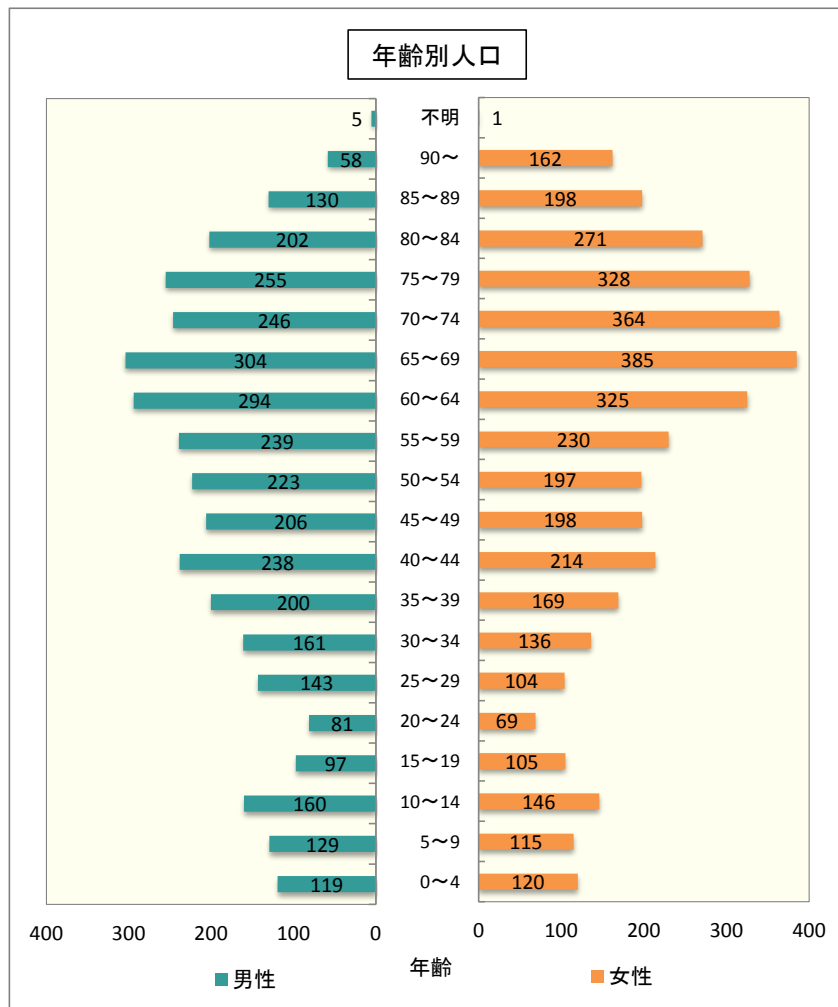


資料 気温、降水量：気象庁統計（平成8年～27年の平均値）

人口は7,327人、世帯数は3,367世帯（平成27年国勢調査）で、うち羽幌地区には6,779人、天売地区321人、焼尻地区208人（平成29年1月末現在）で、人口の約9割が羽幌地区に集中しています。



資料 人口、世帯数：国勢調査



資料 5歳階級別人口：平成27年国勢調査

○羽幌地区 市街地

市街地には公共施設や商業施設が集まり、羽幌町の中核としての機能を果たしています。

また、はぼろサンセットビーチやはぼろ温泉サンセットプラザ、はぼろバラ園などの観光資源があることから、観光客が多く集まる地域でもあります。



○羽幌地区 農村部

羽幌町の基幹産業である農業が盛んな地域です。水稻を中心に畑作、酪農が行われています。



○羽幌地区 山林地域

羽幌町面積の9割弱を占める山林で、その8割強が国有林となっています。



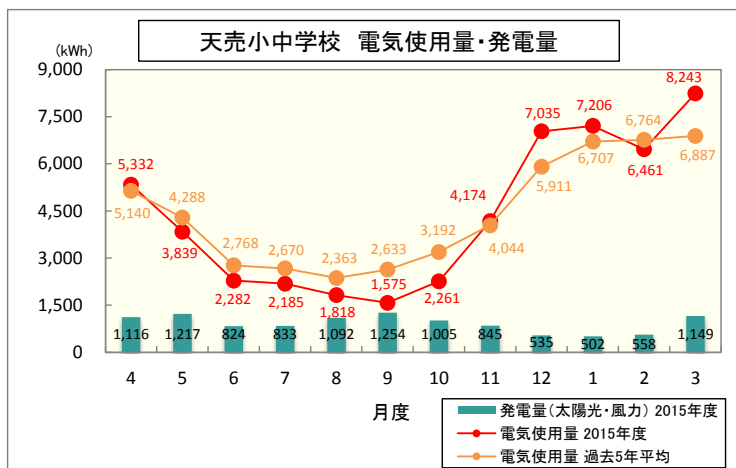
○天売地区

天売島は周囲12kmの小さな島で、東側の海岸線に人口300人強の島民が生活をしてしています。

反対の西海岸は断崖絶壁がつづき、「海鳥繁殖地」として国の天然記念物に指定されています。4月から8月までは8種類の海鳥が繁殖しており、約100万羽が集まる海鳥の島となります。

島の産業は水産業と観光業が中心であり、4月から9月の間には両島あわせて約1万5千人の観光客が訪れます。

島の電力は、焼尻島の火力発電所から海底ケーブルを伝い供給されています。また、CO₂排出の低減の取組みの一環として、天売小中学校の敷地内で太陽光発電や海風を利用した風力発電を行っており、得られた電力は一部校内の照明に使われたり、非常時の電力供給源として備蓄されています。



資料 天売小中学校 電気使用料・発電量：羽幌町

○焼尻地区

焼尻島は天売島とほぼ同じ周囲12kmの小さな島で、東西の海岸線に人口200人強の島民が生活をしてしています。

島の中央部には国の天然記念物である「焼尻の自然林」があり、イチイとミズナラを中心とする原生林が広がっています。

島の産業は水産業と観光業が中心であり、天売島と同様に夏季には多くの観光客が訪れます。

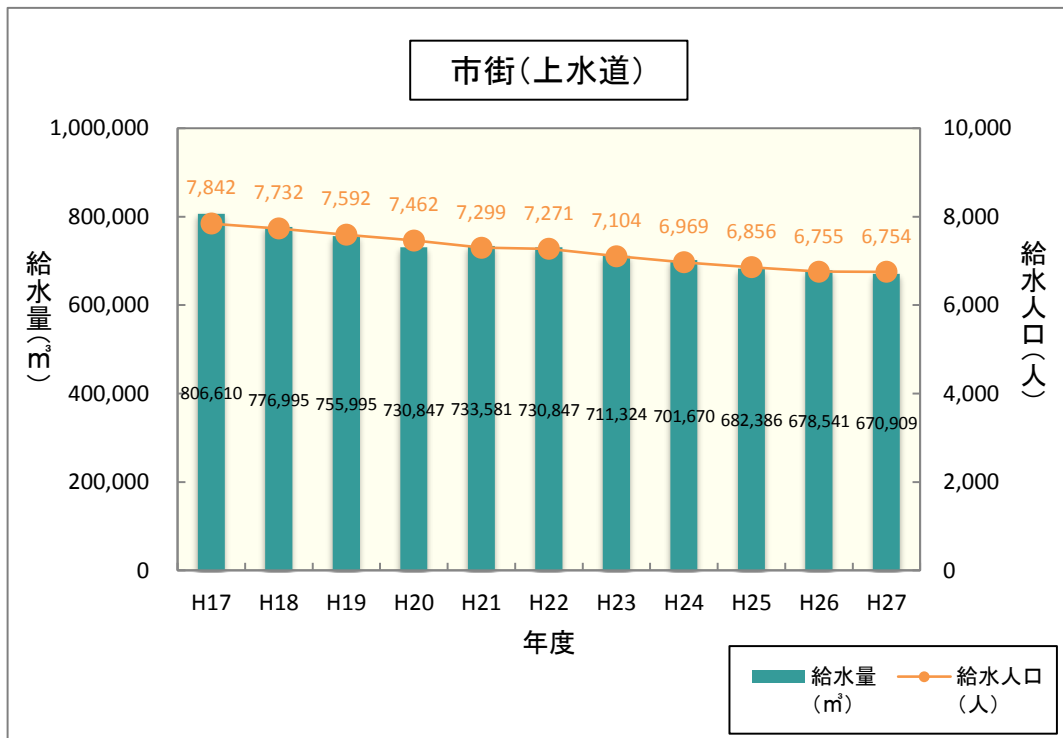
島の自然環境を保全する取組みの一環として、ボランティア団体によって海岸の清掃活動が行われています。



○水の使用

年度	市街(上水道)		天売(簡易水道)		焼尻(簡易水道)		曙(簡易水道)	
	給水量 (m ³)	給水人口 (人)	給水量 (m ³)	給水人口 (人)	給水量 (m ³)	給水人口 (人)	給水量 (m ³)	給水人口 (人)
H17	806,610	7,842	28,844	393	20,499	320	590	10
H18	776,995	7,732	27,673	401	20,643	317	584	9
H19	755,995	7,592	26,065	370	19,915	298	472	5
H20	730,847	7,462	25,101	366	18,968	291	380	6
H21	733,581	7,299	25,429	369	17,955	281	367	6
H22	730,847	7,271	25,503	371	18,371	263	308	5
H23	711,324	7,104	24,614	351	17,508	246	471	5
H24	701,670	6,969	24,722	351	17,082	230	-	-
H25	682,386	6,856	23,324	343	15,408	219	-	-
H26	678,541	6,755	22,370	317	14,983	196	-	-
H27	670,909	6,754	21,614	313	15,053	199	-	-

資料 水道使用状況：羽幌町

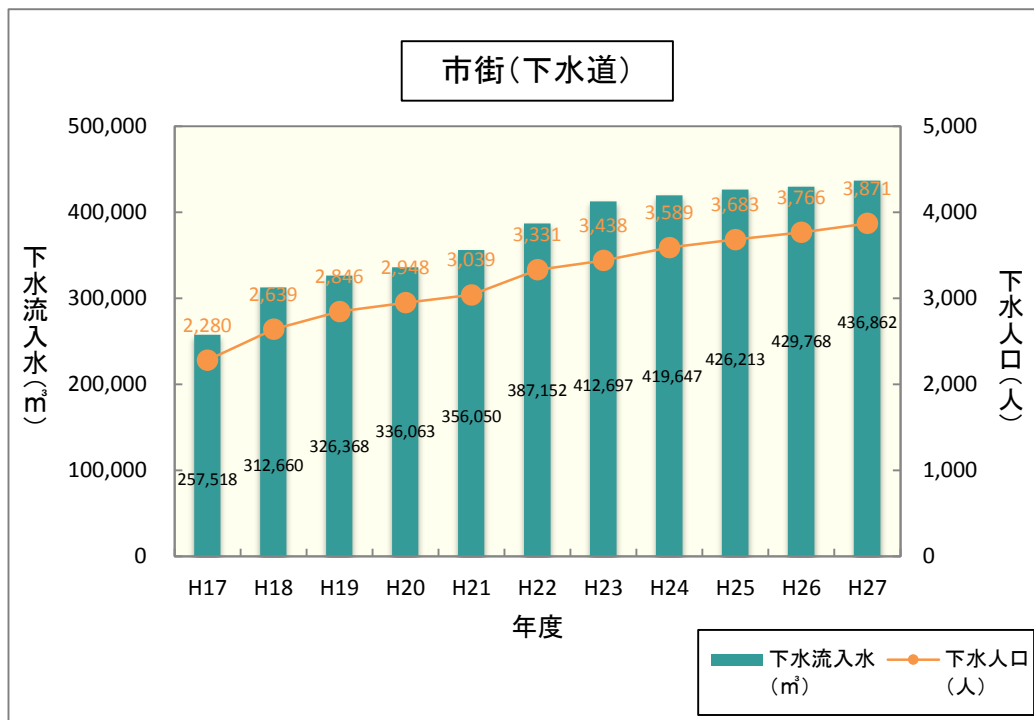


○下水道の整備状況

年度	下水流入水 ¹ (m ³)	下水人口 ² (人)	水洗化率 ³ (%)
H17	257,518	2,280	36.5
H18	312,660	2,639	41.8
H19	326,368	2,846	44.0
H20	336,063	2,948	45.9
H21	356,050	3,039	47.2
H22	387,152	3,331	51.0
H23	412,697	3,438	52.5
H24	419,647	3,589	55.9
H25	426,213	3,683	58.1
H26	429,768	3,766	60.1
H27	436,862	3,871	62.6

- 1 下水流入水…浄化センターに流入する下水水量
- 2 下水人口…下水道を利用している人数
- 3 水洗化率…下水道を利用できる人のうち実際に下水道を利用している人の割合

資料 下水道整備状況：羽幌町



○ごみの排出

年度	可燃ごみ(t)		不燃ごみ(t)		資源ごみ (t)	危険ごみ (t)	廃食用油 (t)
	生ごみ	一般ごみ	粗大ごみ	破碎ごみ			
H17	620	1,064	76	90	1,105	5	6
H18	567	1,062	73	92	1,093	5	5
H19	548	1,003	58	82	1,049	5	5
H20	509	1,001	50	76	936	4	4
H21	512	1,000	62	82	840	5	5
H22	495	1,022	64	88	795	5	5
H23	500	1,039	58	95	747	4	4
H24	505	1,042	71	100	722	4	3
H25	484	1,062	87	116	710	4	4
H26	477	1,077	102	118	671	4	3
H27	455	1,060	105	106	632	4	3

資料 ごみ処理状況：羽幌町



2 羽幌町の環境が抱えている課題

ここでは、「優れた自然環境の保全」「野生生物の保護（海鳥保護）」「身近な環境の保全」の3つの視点から現況を整理し、羽幌町の抱えている課題を抽出して「第2章 羽幌町のめざす環境」を導きます。個別の課題については「第5章 地域別・事業別等環境配慮の方針」で改めて整理し、方針を定めるものとします。

(1) 優れた自然環境の保全

焼尻の自然林¹は、推定5万本のオンコ（イチイ）の原生林やミズナラ、イタヤカエデなどの広葉樹から形成される優れた自然林で、昭和58年に国の天然記念物に指定されました。ミズナラとオンコが複層林（二段林）を形成する優れた植生を示していますが、上層林であるミズナラ群生域が優勢となり、拡大しつつあります。また、自然林内のオンコは老木や立ち枯れ・倒木が多くなっており、今後のオンコ林の存続を考えると後継樹が少ないことが憂慮されています。

そのため地域の人々は車の通行を規制するなど、原生林の保全に努めています。天然記念物であり、国定公園の特別保護地区内のため枝打ちや伐採などの管理が出来ず、年々イチイの生育範囲が高木広葉樹に侵食されています。

また、羽幌町の森林面積は行政面積の約9割を占めますが、羽幌地区には里山のように身近な自然を感じることができる山林はありません。

課題

- ・ 貴重な植生を示す自然林を良好な状態で保全するため、様々な取り組みを行う必要があります。
- ・ 身近な自然に親しめる環境づくりを整える必要があります。



1 焼尻の自然林…現地案内板の説明文より

国指定天然記念物
焼尻の自然林

指定年月日
昭和58年8月30日

指定の理由

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 天然記念物植物二（稀有の森林植物相）による

焼尻島は、羽幌港より海上24km離れた日本海に浮かぶ面積530haほどの島である。

この島の中央部東側にミズナラを主とし、ベニイタヤ、ハリギリ、ヒロハノキハダなどを交える広葉樹林が育成し、谷筋にはアカエゾマツを主とし、これにエゾマツを交える針葉樹林が発達した第一層を構成している。イチイ（オンコ）は、これらの林の第二層を構成し、林内一円に広く分布し、中には樹齢数百年と言われるものもある。また、上層木を欠く風衝地ではイチイがハイマツ状に発達しているところもあり、形態的にも興味深い。

この自然林の保存状態は良好で、また島嶼性気象条件下に成立したものとして学術上貴重であり、天然記念物に指定して保存を図る。

(2) 野生動物の保護（海鳥保護）

天売島の西海岸は高さ150mを越える断崖絶壁が続き、これらの岩棚に春から夏にかけてウミガラス（オロロン鳥）、ケイマフリ、ウミスズメ、ウトウ、ウミウ、ヒメウ、ウミネコ、オオセグロカモメの8種類約100万羽の海鳥たちが繁殖する、世界有数の海鳥繁殖地です。

中でも80万羽が繁殖しているウトウにとって、世界最大の繁殖地となっています。また、ウミガラス（オロロン鳥）とウミスズメにとっては国内唯一の繁殖地、ケイマフリにとっては国内最大の繁殖地です。この天売島海鳥繁殖地は昭和13年（1938年）に国の天然記念物に指定されました。

しかしここ数十年の間に、ウミガラス（オロロン鳥）、ケイマフリ、ヒメウなどが急速に数を減らし、絶滅危惧種に指定されるまで減少しています。また、近年はウミネコが激減しており、観音岬の集団繁殖地が消滅するなどの変化が見られています。

この原因は色々考えられますが、地球温暖化による海水温の上昇や海流の変化などの影響で餌となる魚種が減少していることや、天敵のハシブトガラスやオオセグロカモメ、ノラネコ、ドブネズミ等による捕食、底刺し網による混獲などが指摘されています。

また天売島周辺の海域は、ロシア極東地域からの石油などの物資の輸送経路となっており、海難事故による油汚染等の影響を受けやすい状況にあり、海洋汚染、漁業被害、海鳥被害に対する危険性が増しています。

一方でウトウは増加傾向にあり、周辺海域の魚種の変化などにより餌資源が向上したためであると考えられています。また、一時期は十数羽にまで減少したウミガラス（オロロン鳥）は、環境省の保護増殖事業により繁殖数や巣立ち数が増加するなど、少しずつではありますが、回復傾向にあります。

さらに天売島では、海鳥の捕食者のひとつとして考えられているノラネコの対策が進められています。平成24年に「天売島ネコ飼養条例」を制定し、飼い猫の登録を義務化しました。平成26年からはノラネコを島外に搬出して飼い猫として馴化し、譲渡する取り組みが続けられています。これらの取り組みにより、激減したウミネコの個体数が多少増加するなどの効果が見られています。

課題

- ・海鳥の繁殖に影響のない観光のあり方を模索する必要があります。
- ・海鳥に影響のない漁業環境、漁法等の研究を行う必要があります。
- ・絶滅が危惧されている海鳥の天敵のハシブトガラスやオオセグロカモメ、ノラネコ、ドブネズミなどを増やす原因である生ごみや廃棄物の適正な処理を進める必要があります。
- ・多様な生態系の中の海鳥を理解しながら、海鳥を守る考えを広めるよう努力する必要があります。
- ・急激に数を減らしている海鳥を増やす事業を行う必要があります。
- ・海鳥の生息できる海洋環境を取り戻す必要があります。
- ・海難事故等による海洋汚染への対応の研究を行う必要があります。

(3) 身近な環境の保全

人を含む全ての動植物やこれから生まれてくる未来の子どもたちにとって健全な生態系を維持するために、空気、河川、海、土壌などの身近な自然環境の保全が必要です。

これからも、豊かな自然環境を守り、環境負荷¹の少ない循環型社会²の構築を進め、地域から地球環境への保全へと続く取組みが求められます。

課題

- ・ 有害物質に汚染されていない空気、河川、海、土壌などを将来へ引き継ぐ必要があります。
- ・ 自然と共生する伝統的な歴史や環境保護を文化として将来に引き継ぐ必要があります。
- ・ 羽幌町の身近な自然や多様な生き物が織り成す生態系を守り、将来にわたってまちづくりと自然保護の調和を図る必要があります。
- ・ 身近な自然や守り続けなければならない自然を観察できる場所を、将来の子どもたちに確保する必要があります。
- ・ 省エネルギー、ごみ排出量の抑制、資源の再利用・再資源化などの循環利用を進め、環境への負荷の少ない地域社会をつくる必要があります。
- ・ 地球環境問題の改善に羽幌町として貢献する必要があります。

1 環境負荷…『人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの』(環境基本法)。フロンなどのように、それ自体は無害でもオゾン層破壊を引き起こす原因となるようなものも含まれる。

2 循環型社会…

- ・ ごみが発生しにくい社会
- ・ リサイクルしやすい社会
- ・ ごみが適正に処分される社会

↓

- ・ 天然資源の消費や環境負荷が低く抑えられている社会



第2章 羽幌町のめざす環境



(上から) エゾエンゴサク、羽幌川、ピッシリ沼

第2章 羽幌町のめざす環境

I 環境に対する新たな取り組みの必要性

1992年にブラジルで開催された「地球環境サミット」以降、環境保全に関する2つの条約「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」がつけられました。

気候変動、とりわけ地球温暖化対策に関しては、1997年に京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」で採択された「京都議定書¹」が2005年2月に発効し、日本は2008年から2012年の間に温室効果ガスの排出を1990年比で6%削減するという目標が割り当てられ、これを達成しました。

その後、2015年12月には、「パリ協定²」が採択され、新たな目標に向け、さらに温室効果ガス排出の削減（2030年までに2013年比で26%）に取り組む必要があります。

「環境の世紀³」を生きる私たちは、この動きを単なる掛け声で終わらせてしまうのではなく、多くの人々が環境の世紀に生きていることを実感でき、真に持続可能⁴な社会の実現に向けた、新たな取り組みが必要です。

生物多様性についても国内法（生物多様性基本法）が整備され、生物多様性が私たちにもたらしてくれる恵み（生態系サービス）をこれからも受け続けられるような取り組みが求められています。

そのような取り組みを始めるに当たり、まず住民、事業者、観光客、町といった各主体⁵の間の緊密なコミュニケーションを土台にした、羽幌町のめざす環境に関する合意形成が必要です。その結果、共通認識に基づくパートナーシップが築かれ、協働により持続可能な地域社会を創造できるならば、それは、我が国だけでなく世界に波及し、地球規模で貢献することになるでしょう。

一方、私たちの普段の生活が、地球温暖化⁶や生態系破壊を引き起こしている一因であるということ、認識しなければなりません。

さらに持続可能な社会の実現に向けて、私たちは一人ひとりが環境について考え、暮らしぶりを見直すとともに、多くの人と話し合い、情報を共有し、そして自主的に具体的に行動していくことが必要です。

1 京都議定書…1997年開催の「地球温暖化防止京都会議」で採択され、2005年2月発効した、気候変動枠組条約の取り決め。日本は2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年比で6%削減することが義務付けられている。この6%削減目標を果たすため、環境省が主導し、クールビズ・ウォームビズの提唱や、チーム・マイナス6%等のキャンペーンによる啓蒙活動が行われている。

2 パリ協定…p.84 参照

3 環境の世紀…平成16年版の我が国の環境白書の中では、『21世紀は、環境の持つ価値を重視し、環境と共に生きる「環境の世紀」にしていかなければなりません。』『私たち一人ひとりが行動することで、環境の世紀に新たな可能性が開けます。』と述べられている。環境を意識した価値観と行動をもってはじめて、環境と共生できる時代となることを示唆している。

4 持続可能…現在受けている恩恵が将来にわたって続くこと。サステイナブル。環境、経済、まちづくりの分野で用いられる「持続可能」という考え方は、1987年、国連の「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」による報告書の中で「持続可能な発展とは、将来の世代のニーズに応じて能力を危うくすることなく、現在のニーズを満たす発展」と定義されて以降、認識が広まった。

5 主体…本計画では、環境に対する取り組みの内容に応じて分けられるグループ（住民、事業者、行政等）をいう。

6 地球温暖化…p.79 “地球温暖化って何?”参照。

2 羽幌町のめざす環境

私たちは便利さや効率性だけを追い求めるのではなく、暮らしの中で環境負荷を継続的に低減し、自然に学び、自然のしくみ・つながりを再認識し、自然とともに生きることが求められています。このような生き方の結果として、羽幌町のめざす環境、すなわち「豊かで質の高い環境¹」を未来の子どもたちに引き継ぐことが出来ます。

その上で、住民・事業者・観光客・町による環境への負荷を少なくするための取り組み、環境に配慮した節度ある暮らしや事業活動の実践といった、生態系の一員にふさわしい振る舞いが人々に定着し、羽幌町の文化として根づくことによって、「豊かで質の高い環境」が確保されます。

1 豊かで質の高い環境…公害の防止、自然環境の保全はもとより、生態系が保全され、かつ清浄な水や大気、身近な緑や自然・動植物との豊かなふれあいが確保され、歴史的・自然的遺産や景観が適正に保全されている状態。

3 「豊かで質の高い環境」を実現するための各役割

住民、事業者、観光客、町の連携のもとに、それぞれの役割を果たすことを前提とし、「豊かで質の高い環境」を実現するために、各主体が果たす役割を以下のように定めます。

住民の役割

住民は、ライフスタイル²の見直しで環境負荷を減らすと共に、環境保全や環境まちづくりへの積極的な関与など、様々な活動に取り組みます。

2 ライフスタイル…生活様式。日常生活を過ごす上での考え方。私たちが日常生活を通じて環境への負荷を発生させていることを認識し、エネルギーや資源を無駄にしない生活様式を確立することで、環境負荷の低減につながる。

- ① ライフスタイルを見直し、日常生活の中で省エネルギーやごみの減量など環境負荷の低減に努めます。
- ② 身近な自然・動植物の保全活動や環境まちづくりなど、様々な面で環境の保全及び活用・継承に主体的に取り組みます。
- ③ 環境の分野で自主的に活動している住民団体・各種民間団体の取り組みに積極的に参加します。
- ④ その他、様々な活動を通じて自然のしくみ・つながりを再認識し、環境の保全及び活用・継承に取り組みます。

事業者の役割

事業者は、地域振興と持続可能な社会の実現のため、事業活動の発展と環境の保全及び活用と継承との両立をめざします。

- ① 公害の防止、循環型社会の形成、エネルギーの有効利用、産業廃棄物の発生抑制等、環境に配慮した事業を心がけます。
- ② 分野を問わず新たな事業を行う際には、自然のつながりや環境に配慮したものとなるよう心がけます。
- ③ 地域の環境活動への参加・支援などに自主的に取り組みます。
- ④ 消費者である住民や町、観光客と協働し、地域の環境への取り組みに積極的に貢献していきます。

観光客の役割

羽幌町には、豊かな自然を求めて、毎年多くの観光客が来訪します。今後も引き続き多くの来訪者を受け入れるには、住民・事業者・町の全てが羽幌町の良好な環境の維持に取り組むと同時に、観光客の皆さんにも必要な役割を果たしていただくことが必要です。

- ① 来訪地の地域社会の一構成員としての自覚と責任を持って、自然環境に対して持続可能な利用を行います。
- ② ごみの不法投棄、自然の中の動植物に対する間違った接し方、無断での立ち入りや採取など、大きな環境負荷となる行動を慎みます。
- ③ 町外からの視点を地域の環境保全へつなげるため、事業者・町などへ意見・提言等を行います。

町の役割

町は住民・事業者それぞれの立場の環境に配慮した取り組みを率先して行うとともに、庁内各部署に浸透させ、行政活動にも適用した上で、次のような役割を果たします。

- ① より効果的な取り組みとなるよう、主体間の取り組みを調整します。
- ② 住民・事業者が取り組みに参加しやすい仕組みや支援制度等の整備を行います。
- ③ 適宜、環境学習・環境教育を実施します。
- ④ 地域振興と自然環境の保全の両立を目指し、国や北海道、近隣市町村等との共同の取り組みを行います。
- ⑤ その他、環境関連施策を実施します。

第3章 環境を保全・活用・継承するための 施策と目標



(上から) 海鳥センター職員による環境教育、天売ネコの譲渡会

第3章 環境を保全・活用・継承するための 施策と目標

第2章で整理された考え方をもとに、羽幌町のめざす環境づくりに取り組む上で必要な基本方針を定めました。この基本方針をもとに基本施策を設定し、今後のめざす環境づくりを推進していくものとします。

基本方針Ⅰ：コミュニケーションを土台にした合意形成

(Ⅰ) 情報の提供

町では、平成9年4月より環境省と共に北海道海鳥センターを共同運営しており、羽幌町の環境に関する窓口の中心として情報提供等を行っています。

町民や事業者が環境について共通認識を持てるよう、情報・交流の窓口を運用します。

目標

- ・環境に関する情報や交流事業の案内等の窓口として北海道海鳥センターを運用し、各主体の間の合意形成を目指します。

各主体の取り組み

- 住民** ・環境に関する情報交換を行い、交流事業等に参加します。
- 町** ・環境に関する情報交換や交流事業等を開催します。
・町の広報等からも環境に関する情報の提供を行うなど、情報発信元の多様化を図ります。



(2) 人づくりの場と機会をつくり住民間の連携をつくる

環境意識を持ち、自ら考え行動することのできる町民を増やしていくために、地域や家庭、学校、事業所、各団体など多くの場で、環境保全活動を広げることのできる人材を育てていくことが必要です。

また、環境意識を持つ町民を増やしていくためには、環境について幅広い知識を身に付けるとともに、環境や生態系について町民や学生、事業者が学び、連携して活動できる多様な場と機会が必要です。

目標

- ・住民が集える場やボランティアセンターの充実により活動の場を広げ、環境保全の活動を展開できる人材の育成を図ります。
- ・ボランティア団体や個人が集う機会の創出を支援し、住民間の連携を強化します。

各主体の取り組み

- | | |
|-----------|--|
| 住民 | ・各活動に参加し、お互いにボランティア参加への呼びかけを行うことで、町民活動の輪を広げ、活動の活性化・活発化を図ります。 |
| 町 | ・既存のボランティアセンターでの町民活動の支援および周知を継続します。
・住民組織と連携したイベントの活動を行います。
・活動を広く町民に周知し、参加を促します。
・今後の活動の担い手の育成を図ります。 |



基本方針2：自然に学び自然のしくみを再認識し自然と共に暮らす地域づくりを推進する

(1) 海鳥を守る

ウミガラス（オロロン鳥）を代表とする海鳥は羽幌町のシンボルであり、また守らなければならない貴重な地球の仲間であり、さらに羽幌町の重要な観光資源でもあります。

北海道海鳥センターを中心として行政、民間団体、個人が保護活動を進めていますが、町民一人ひとりが自分の生活の延長線上に海鳥をはじめとした生態系があることを認識・理解し、行政や団体だけではなく、町民や事業者が生態系に影響を与えない生活を考えなければなりません。

また、前述のとおり海鳥は重要な観光資源であるため、それらの生態に影響の少ない観光を継続しなければなりません。

目標

- ・北海道海鳥センターを活用し、海鳥の実態や保護活動の状況の周知を図ります。
- ・家庭でのペットは、海鳥などの野生生物に影響の少ない飼い方をめざします。
- ・行政や観光事業者・漁業者・海鳥研究者等が協力して、海鳥や野生生物に影響の少ない観光や漁業のあり方を研究し、海鳥の交通事故死や混獲等を未然に防ぎます。

各主体の取り組み

- | | |
|-----|---|
| 住民 | ・ペットの飼い方等について地域で話し合い、マナーを遵守します。 |
| 事業者 | ・海鳥や野生生物に影響の少ない観光・事業のあり方の研究や取組みを継続します。 |
| 観光客 | ・行政・事業者等の指示に従い海鳥や野生生物に影響の少ない観光を行います。 |
| 町 | ・町民や観光事業者・漁業者・海鳥研究者・行政等が話し合える場と機会づくりを進めます。
・天売島ネコ飼養条例に基づき、天売島内での飼い猫の適正な飼養を推進します。 |

(2) 自然林を守る

羽幌町の観光をウミガラス（オロロン鳥）と二分する焼尻の自然林は、原始の姿を今なお残す森として観光客に非常に人気があります。

しかし近年、上層林のミズナラの拡大、老木や立ち枯れ・倒木のオンコ（イチイ）が増加し天然更新が進まないなど、多くの問題を抱えています。その解決のためには、必要以上に手を加えないことに留意しながら、最小限の育成補助作業等で焼尻の自然林を守らなければなりません。

海鳥と同じように焼尻の自然林は離島観光の目玉でもあります。植物の生息のために、町民、町、事業者が連携しながら保護を進めなければなりません。

目標

- ・ 必要最小限で有効性の高い方法の推進により、自然林を良好な状態に保ちます。

各主体の取り組み

住民 ・ 自然林の維持に必要な最小限の育成補助作業に協力します。

事業者 ・ 自然林の維持に必要な最小限の育成補助作業に協力します。

観光客 ・ 自然林や野生生物に影響の少ない観光を行います。

- 町**
- ・ 地域住民や団体と連携し、自然林の維持に必要な最小限の育成補助作業を行います。
 - ・ 子ども向けの自然林の保全に関する環境教育を行います。
 - ・ 毒蛾や害虫の駆除は自然林に影響のない薬品等を使用します。



(3) その他の生き物を守る

町内には海鳥や自然林のように貴重な観光資源もありますが、ほかにも貴重な動植物が数多く存在しています。

しかし、一部の希少種は、その生息地が限られると考えられることから、今後は詳細な実態調査を行った上で保護を図る必要があります。

近年、アライグマをはじめとした外来の小動物による農業被害が問題となっており、このまま生息域が拡大すると、生態系がかく乱されるなど、生物多様性に影響を及ぼす恐れがあるため、対策を行う必要があります。

また、捨てられたペットが野生化し、在来種を駆逐するようなことがないように、飼い主は無責任な飼い方を厳に慎む必要があります。

目標

- ・身近な環境の動植物実態調査を行い保護の必要な種を見極め、生息環境等の向上を図ります。

各主体の取り組み

- 住民**
- ・動植物の実態調査や保護等に協力します。
 - ・家庭でのペットは、飼い主が責任を持って飼います。
 - ・野生生物に餌を与えないなど、共生のバランスを崩さないような行動を進めます。
 - ・動植物の実態調査や保護等に協力します。

- 事業者**
- ・まちなかの植栽の保全を進めます。

- 町**
- ・地域住民や団体等の実態調査・保護活動等を支援します。
 - ・ペットの適正な飼育やマナー向上を図るため、講習会を実施します。
 - ・生態系のバランスを壊さないため、外来種対策を行います。
 - ・農業や家屋に被害を及ぼしている特定外来種対策を継続します。



(4) 森の保全・活用・創出

私たちの暮らしは、森・川・海の自然環境と人の住む里とのつながりが発揮する恵みによって支えられています。

とりわけ森は、羽幌町の面積の約9割を占め、私たちの暮らしのみならず治山や生態系の保全など、多面的な機能を担っていますが、過去には山林が荒れていたために、降雨による表土の流出により土砂を含んだ濁流が羽幌川や築別川に流れ込み、大きな被害が出たこともありました。

このことを教訓とし、現在は必要に応じた植林や伐採を計画的に実施しています。

このように計画的に事業を実施することにより、自然の循環が促され、森里川海のとつながりと質が良好な状態が維持されます。

今後も計画的に事業を実施し、維持管理を継続していく必要があります。

一方、市街地の周りには多くの林や森がありますが、依然として人が立ち入ることの出来る散策路等の整備がされておらず、林や森と気軽にふれあうことが出来ません。そこで、身近なところから山林までの植林や山の活用を通して自然の回復と活用を図り、町民の潤いの場をつくる必要があります。

目標

- ・ 森里川海のとつながりについて、その意義の認識を広めます。
- ・ 森林の実態を町民に周知し、植樹を推進します。
- ・ 緑の回廊・遊歩道等の整備を行い、町民の潤いの場をつくります。

各主体の取り組み

- 住民**
- ・ 自然の循環を学び、植樹等に参加・協力します。
 - ・ 遊歩道等の整備に協力します。

- 事業者**
- ・ 山林等の活用について、協力します。

- 町**
- ・ 環境団体や事業者と連携し、自然の循環を学ぶ機会づくりを行います。
 - ・ 森林の実態を広く町民に明らかにし、保護の必要性の周知を進めます。
 - ・ 学校林、町有林等の維持管理を継続します。

(5) 川の保全・活用

1 生活雑排水…台所や風呂場からの排水。

福寿川や羽幌川・築別川などは、平成14年に供用が開始された公共下水道の整備が進み、現在では普及率が84.0%となり、生活雑排水¹による悪影響は軽減されつつありますが、依然として家庭からの生活雑排水が流入するほか、工場・事業所からの排水、農業排水が入り込み、昔のように川魚を取ったり、川の中で遊ぶことが出来るきれいな川には程遠い状況です。特に河川に未処理のまま放流されている生活雑排水については、排水量・汚濁負荷が多いことから工場排水以上に環境への負荷が大きく、下水道整備により適正な処理が行われる必要があります。

さらに、山林の表土が雨水と一緒に流れ出し深刻な河川の汚濁が発生しており、羽幌川を水源とする上水道に大きな影響を与えています。羽幌町の基幹産業である水産業にとっても、海水の水質汚濁が深刻な問題となっています。

森から海につながる水の流れを再認識し、川を通して海に流れ込む水をきれいにし、多くの生物が生息しやすい環境を取り戻すことが必要です。

目標

- ・ 森里川海のつながりについて、その意義の認識を広めます。
- ・ 川の実態を町民に周知することで家庭からの環境負荷を低減する努力を促し、河川の水質保全を推進します。
- ・ 河川の水質向上のため下水道の普及率の向上を図ります。

各主体の取り組み

- 住民**
- ・ 自然の循環を学び、家庭から川を汚さない生活を進めます。
 - ・ 公共下水道整備区域では、下水道への接続を進めます。
 - ・ 公共下水道未整備区域では、合併処理浄化槽を設置します。

- 事業者**
- ・ 自然の循環を学び、工場や事業所・農地等から川を汚さぬよう環境に配慮します。
 - ・ 公共下水道整備区域では、下水道への接続を進めます。
 - ・ 公共下水道未整備区域では、合併処理浄化槽を設置します。

- 町**
- ・ 環境団体や事業者と連携した川の活用や自然の循環を学ぶ機会づくりを増やします。
 - ・ 川の水質調査を今後も行い、実態を広く町民に明らかにし水質保全の必要性を周知します。
 - ・ 公共下水道への接続による水洗化の促進を図ります。
 - ・ 公共下水道未整備区域における合併処理浄化槽普及のため、助成制度の周知を図ります。

(6) 海の保全・活用

海には福寿川や羽幌川・築別川などを通じて、家庭からの生活雑排水や工場・事業所からの排水、農業排水等が流れ込みます。

さらに、森林崩壊が進み、雨水と一緒に大量の土砂が流れ出し、水産業に大きな影響を与えています。森から海につながる、自然の循環を再認識し、特に家庭からの生活雑排水が川を通じて海を汚す一因となっていることの認識を広め、豊かな海を取り戻すことが必要です。

その一方で、海岸部に大量のプラスチックごみが漂着していることも問題となっています。ごみの多くは生活用品や漁具であることから、不法投棄によるものがあると考えられます。

漂流ごみは海的美観を損ねるだけでなく、生態系に大きな影響を与え、ということ認識し、海を汚さないよう使い続ける必要があります。

目標

- ・ 森里川海のつながりについて、その意義の認識を広めます。
- ・ 海の実態を町民に周知することで家庭からの環境負荷を低減する努力を促し、海の水質保全を推進します。

各主体の取り組み

住民 ・ 自然の循環を学び、家庭から海を汚さない生活を進めます。
 ・ ごみを不法投棄しないための意識定着に向けた啓蒙活動を行います。

事業者 ・ 自然の循環を学び、工場や事業所・農地等から海を汚さぬよう環境に配慮します。
 ・ ごみを不法投棄しないための意識定着へ向けた啓蒙活動を行います。

観光客 ・ 地域のルールに沿ったごみの処分を行います。

町 ・ 環境団体や事業者と連携した自然の循環を学ぶ機会づくりを増やします。
 ・ 事業者との連携により、海の実態を広く町民に明らかにするための環境教育の講習会や啓発活動を実施し、水質保全の必要性を周知します。
 ・ 事業者と連携した体験観光メニューにより、海水浴だけではなく海と親しむ機会の定着を図ります。

基本方針3：事業活動の発展と環境の保全・活用・継承の両立をめざす

(1) 魅力ある農村・漁村づくり 豊かな自然を生かした産業

1 シーバードフレンドリー認証…海鳥をとりまく生態系の保全に繋がるような取組みや活動等について認証を行い、認証を受けた商品・製品などに付加価値が付くことをめざした仕組み。

平成28年度から環境省主導のもと「はぼろ域活(いきいき)海鳥の会」が発足し、地域住民、事業者、関連団体、行政からなるメンバーが認証制度をめざした話し合いが始まっている。

2 トレーサビリティシステム…食品の効率的なリスク管理を行い、生産・流通履歴情報の提供を容易にし、ひいては消費者の安心感を向上させるための仕組み。

生産者・食品加工業者・流通業者・販売業者等が一体となって取り組むことで、生産・流通履歴を確保できる。

食品事故を未然に防ぐことはもとより、事故発生時に履歴情報を追跡し原因を突き止めやすくする目的もある。

消費者の意識の変化から食の安全や環境を意識した農林漁業が大きく取りざたされ、それらが商品の付加価値となる時代になりました。これは、意識の高い消費者にとっては、価格だけが購買の基準でなくなりつつあることを意味しています。

地域の環境に配慮した事業等に対し「シーバードフレンドリー認証¹」を行い、ブランド化を図るなど、地域独自の取組みを進める必要があります。

また、より安全な食材を供給するとともに、羽幌町が環境を意識した食の発信地となるために、トレーサビリティシステム²の導入などを通して、有機・無農薬・低農薬等の農産物の生産を推進します。

目標

- ・環境保全と産業の両立を図ります。
- ・安全な食について消費者への啓発を行うとともに、その様な食材を提供します。
- ・地産地消・産消協働を推進します。
- ・地域資源を掘り起こし、再認識します。

各主体の取り組み

住民 ・旬の時期に地域で採れたものの消費を継続します。

事業者 ・環境に配慮した事業方法を推進します。
・地産商品の提供を継続します。
・消費者のニーズを把握し、地産商品の販路拡大を図ります。

町 ・安全な食についての情報の提供、情報の発信を行います。



(2) エネルギー・資源の有効利用

私たちは限られた地球資源を分かち合いながら生活しなければなりません。従って、地球温暖化防止や資源の節約の面から、化石燃料に依存したエネルギー構造の転換の一環として、自然エネルギーの活用を図り、地域の資源を見直さなければなりません。

ただし、自然エネルギーの中には風力発電のように鳥類に影響を与える可能性がある指摘されているものもありますので、活用する場合には、周辺動植物への配慮が求められます。

目標

- ・自然エネルギー活用のための設備等を導入し、地域からエネルギー構造の転換をめざします。
- ・廃食油再燃料化・木質系バイオマス燃料¹の普及・促進を図ります。

¹ 木質系バイオマス燃料…薪、炭、チップ等、利用性が低いとされてきた木質材料を見直し、再生可能なエネルギーとしてとらえたもの。

各主体の取り組み

住民 ・自然エネルギーの積極的な導入を図ります。

事業者 ・自然エネルギーの積極的な導入を図ります。
・廃食油再燃料化・木質系バイオマス燃料の導入を図ります。

町 ・自然エネルギーに係る補助事業の利用促進に向けた情報の提供・発信を行います。
・家庭用太陽光発電装置やペレットストーブ等、環境に配慮した設備を積極的に導入できるよう補助を行います。

(3) 未開発の資源の利用

利用されていない地域固有の資源²に着目し、利活用に向けた調査を行います。

目標

- ・森林・海洋における未利用資源の調査により、新たな資源の利活用をめざします。

² 地域固有の資源…道内での比較的新しい事例として、羅臼の海洋深層水や、弟子屈の希少金属を含む温泉水などがある。

各主体の取り組み

事業者 ・地域資源の積極的な利活用を図ります。

町 ・地域の未利用資源の調査、情報の提供、情報の発信を行います。

(4) 自然を残しながらの開発

森林・河川・海洋は物質を循環しながらそれぞれが豊かな資源を擁していますが、特に森林資源は水資源や海洋資源の源であるため、地域から地球環境にまで大きな影響を与えます。従って、開発を行う場合でも、現在の良好な状態を維持し、従来の機能を持続できるような手法で開発していかなければなりません。

目標

- ・従来の自然環境の機能を持続できるような開発を行います。

各主体の取り組み

- 事業者** ・自然環境への影響の少ない事業方法を選択します。
- 町** ・従来の機能を持続できる開発手法に関する事例情報等の提供・発信を行います。

(5) 産業廃棄物等の発生抑制

羽幌町には大規模な工場などが少なく、一般に生活環境を阻害するような騒音・振動の大きな問題はない状況にあります。

今後も、悪臭や騒音・振動などの少ない快適な生活環境を確保するため、町民や事業者との連携を図りながら防止策を進め、事業者は地域環境に配慮した事業を行わなければなりません。

また、産業廃棄物等の不法投棄根絶のためにも、産業廃棄物等の発生抑制に取り組む必要があります。

目標

- ・公害の発生を未然に防止します。
- ・廃棄物の発生を抑制し、再利用等に努め、循環型社会の形成に貢献します。

各主体の取り組み

- 事業者** ・産業廃棄物の適正な処理を行います。
・法令を遵守し、公害の発生を未然に防止します。
- 町** ・必要に応じ、事業者へ廃棄物の発生抑制やゼロ・エミッション¹型事業に関する情報の提供・発信を行います。

1 ゼロ・エミッション…1994年に国連大学が提唱した、産業や地域全体として廃棄物を発生させないような考え方。

単にごみをリサイクルするだけでなく、ある産業の廃棄物(副産物)が別の産業の原料となる、といった連環をつくりだすことで、資源循環型社会を形作る上での一つの重要な考え方である。

基本方針4：ライフスタイルの見直しで環境負荷を減らす

地球温暖化や酸性雨、熱帯雨林の破壊、海洋汚染など地球環境問題の原因は、私たちのライフスタイルや経済活動に大きな要因があり、私たちの日常生活と密接に関連していると言えます。

未来の子どもたちに、より良い自然・地球環境を残すために、地域レベルで環境保全の実践活動を進めていくことが大切です。

日本では高度経済成長時代に、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会風潮やライフスタイルが定着し、日常生活や経済活動において、電気・ガス・石油などのエネルギー・資源を大量に消費するとともに、ごみや廃棄物を大量に出すようになりました。

その後の低成長期においても、大量消費のライフスタイルの大幅な改編は進んでいませんが、各種法制度が整備され、新たなライフスタイルの確立の下地づくりが進んでいるところです。

環境への負荷の少ない循環型の社会を構築していくために、家庭や工場、事業所、学校、公共施設などにおいて、節電・節水・節約などの省エネルギー・省資源に合わせ、再利用等を徹底したライフスタイルや経済活動の実施の励行が求められます。

また、再生資源を使用しているなど、環境に配慮した製品の購入(グリーン購入¹)を進めたり、ごみの減量化に努めるとともに、ごみを資源として再利用する循環型システムについて、より一層の充実が必要です。

1 グリーン購入…環境負荷の少ない製品を積極的に購入すること。
グリーン購入法では、国、地方自治体、事業者、国民の責務として、グリーン購入に努めることなどが定められている。

(1) 地球温暖化防止

地球温暖化は、異常気象による農業被害、海面上昇による国土の消失・浸水被害など、世界規模で数多くの悪影響を与えられていると考えられており、現に我が国でも気候変動や異常気象が観測されています。

COP21で締結されたパリ協定に基づく二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減や、CO₂吸収源となる森林の増加を図るなど、世界規模での取り組みが必要です。

目標

- ・日常生活・事業活動による温室効果ガスの更なる排出抑制など、地域の取り組みから地球環境への負荷の削減を図ります。

各主体の取り組み

住民 ・電気やガス、灯油などの節約を積極的に進めます。

事業者 ・温室効果ガスを出しにくい施設・装置等に切り換え、**カーボン・オフセット²**への取り組みを推進します。
・事業所等における電気やガス、灯油などの使用を必要最小限に抑制します。

2 カーボン・オフセット…日常生活や企業活動などにおいて避けることが出来ないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るように努め、どうしても排出される温室効果ガスの埋め合わせとして、他の取り組みで排出量を減らすこと。

- 町**
- ・「羽幌町役場地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務、事業における温室効果ガス排出抑制を進めます。
 - ・温室効果ガス排出抑制のための情報提供を継続します。
 - ・町の公用車や機械、設備等の導入に際しては、ハイブリッド車の導入など、環境へ配慮します。

(2) 河川・海域の水質悪化防止

1 規制…「水質汚濁防止法」により、規制の対象となる施設と排水基準が定められている。

また同法では国民の責務として、河川や沿岸海域等の水質保全のため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけ、国や自治体による生活排水対策に協力することが定められている。

工場排水の水質については、我が国では厳しい規制¹が行われています。一方、家庭からの生活雑排水による海域の水質悪化は漁場の荒廃につながり、羽幌町の基幹産業の一つである水産業が大きな影響を受ける可能性があります。

生活雑排水を排出している私たち自身の生活を変え、汚濁負荷を抑えたライフスタイルを広げる取り組みを進めなければなりません。

目標

- ・家庭からの生活雑排水や事業所からの排水は基準を遵守して排出し、河川・海域の水質悪化を防ぎます。

各主体の取り組み

- 住民**
- ・家庭からの汚れた排水をできるだけ少なくし、生活雑排水の汚濁負荷量を低く抑えます。
 - ・公共下水道整備区域では、下水道への接続を進めます。
 - ・公共下水道未整備区域では、合併処理浄化槽の設置を進めます。

- 事業者**
- ・事業所からの排水は基準を遵守することはもとより、自主的な汚濁負荷量の低減を図ります。
 - ・公共下水道整備区域では、下水道への接続を進めます。
 - ・公共下水道未整備区域では、合併処理浄化槽の設置を進めます。

- 町**
- ・河川・海域の水質調査および調査結果の周知を図ります。
 - ・公共下水道への接続による水洗化の促進を図ります。
 - ・公共下水道未整備区域における合併処理浄化槽普及のため、助成制度の周知を図ります。

(3) ごみ・廃棄物問題

ごみの有料化などで、ごみの不法投棄が非常に増えています。その防止と廃棄物の再資源化を促進するため、家電・自動車リサイクル法¹²が施行されました。

しかし、郊外の人目に付きにくい場所を選んで、家電製品や自動車部品等を廃棄する悪質な例や、資源回収のためのシステムが出来上がり無料で収集されているにも関わらず、プラスチックごみや缶・ビン類が無造作に道端などに捨てられている現状が見られます。

このような不法投棄は景観を阻害するだけでなく、沿道の草刈り作業の際に作業者のけがを誘発するなど実被害も生じています。

このような違法行為を行わないことは当然ですが、家庭からのごみをできるだけ減らすことも重要です。古くなったてんぷら油から手作りせっけんをつくり利用するなど、これまで「羽幌環境会議」が普及を推進してきたような、家庭でできるリサイクルへの積極的な取り組みの継続が求められます。

目標

- ・ごみの分別マナーや廃棄物についての実態を周知し、町民の環境意識を高めます。
- ・再利用・リサイクルを推進し、資源ごみ回収運動やごみの減量化を図ります。
- ・不法投棄、野焼きの撲滅とごみ出しマナーの徹底のため、環境教育を推進します。

各主体の取り組み

- 住民**
- ・資源回収に参加し廃棄物を減量化します。
 - ・ごみ出しマナー、ルールを遵守し、分別収集に協力します。
 - ・ごみとなる過剰包装を避けて商品のばら売り等を行っている小売店を積極的に利用します。
 - ・マイバッグを利用してレジ袋をもらわないなど、ごみの減量活動に取り組みます。
 - ・ごみ拾い等のボランティア活動に積極的に参加します。
 - ・不法投棄をしません。

1 家電リサイクル法…法の施行前までは市町村が処理してきたが、処理が困難かつ資源としての重要性が高いエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機について、使用者が廃棄処分する際にその費用を支払うことが定められている。

2 自動車リサイクル法…従来、使用済み自動車(廃車)は、解体業者等が売買を通じリサイクルや廃棄処分の役割を担ってきたが、産廃の最終処分場の残余容量が不足したり、鉄スクラップ価格が低迷した結果、使用済み自動車の野積みや不法投棄の増加が懸念された。これに加え、エアコンのフロン類とエアバッグを適正に処理するための新たな制度が必要となり、使用者によるリサイクル料金の支払義務、関連業者の役割分担が定められた。

これらの法律により体制が整備されることで、リサイクル技術や社会全体の環境保全意識の向上が期待される。

事業者

- ・資源回収に参加し廃棄物を減量化します。
- ・ごみ出しマナー、ルールを遵守し、分別収集に協力します。
- ・商品のばら売りや量り売りなど、ごみの発生を減らす工夫をします。
- ・一般廃棄物、産業廃棄物の区分に基づき、適正な処理を行います。

観光客

- ・住民と同様に、ごみを投げ捨てず、決められた方法でごみを処分します。

町

- ・ごみの分別収集による資源化を図り、環境への負荷軽減を図ります。
- ・ごみの不法投棄が疑われる土地でのパトロールを継続するほか、注意喚起の看板や監視カメラを設置などの処置を実施します。
- ・再利用・リサイクルによる廃棄物の減量に関する活動を支援します。
- ・環境教育の講習会等を継続・充実し、ごみの適切な処理に関する環境マナーの向上・定着を図ります。
- ・廃棄物を不法投棄しない遵法意識の定着のため、町民や事業者、観光客に向けて啓蒙・啓発を行います。



(4) 公園や遊歩道等の自然と親しめる空間づくり

羽幌の市街地周辺には林や森が多くありますが、自然と親しむことが出来るよう遊歩道が整備された所はほとんどありません。町民や観光客が気軽に自然と親しむことの出来る遊歩道や公園、自然に親しみ生き物とふれあうことの出来る空間、川や山が求められています。そのため、既存の公園や遊歩道に連携を持たせ緑の回廊として整備することが必要です。

そのような空間をつくり出すと共に、緑のある場所の活用促進など、身近な緑の保全・創造を推進します。

目標

- ・ 緑の回廊・遊歩道の整備により気軽に自然と親しめる空間づくりをめざします。
- ・ 町民や事業者の参加のもと、ビオトープやフットパス¹の維持・整備・活用をめざします。
- ・ 公園整備等のボランティアへの支援を行います。
- ・ 子どもから高齢者までが公園づくりや維持・管理活動に関われるような、世代間・地域交流の場づくりをめざします。

¹ フットパス…森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径(こみち)。
[日本フットパス協会]
イギリスでは「公衆の歩く権利が設定された歩道」が20数万km(地球約6周分)にわたって張り巡らされている。

各主体の取り組み

住民

- ・ フットパスの維持・整備・活用に協力します。
- ・ ビオトープをはじめとした自然環境の保全・維持活動への積極的な協力を行うとともに、お互いに参加の呼びかけを行います。
- ・ ボランティアとして、バラ園等の整備に協力します。
- ・ まちなか景観の向上のため、家の庭に花や樹木を植えるなどの緑化を図ります。

事業者

- ・ フットパスの維持・整備・活用への協力を行うとともに、利用促進を図るための情報提供を進めます。
- ・ 町民の一員として公園等の建設・維持管理を支援します。
- ・ ビオトープをはじめとした自然環境の保全・維持活動への協力を行います。

町

- ・ 観光客や町民が親しめる緑の回廊の整備を図ります。
- ・ フットパスの維持・整備・活用をめざし、町民や事業者への呼びかけを行います。
- ・ ばらボランティアをはじめとした、ボランティア活動の周知と参加促進へ向けた呼びかけを行います。
- ・ まちなかの緑を増やすため、花や樹木の苗を提供するなど美化への取り組みを行います。
- ・ ビオトープや公園の建設を自らの手で行っている民間団体等の活動を支援します。

(5) 環境教育の推進

環境意識を持ち、自ら考え行動することのできる町民を増やしていくために、家庭、地域、学校、事業所、各団体などの多くの場で環境教育を行う必要があります。

また、様々な場所や機会を通じて、環境保全のための取り組みを指導し普及させ、環境保全活動を広げることのできるリーダーの育成が必要です。

目標

- ・環境教育を推進し、町全体の環境マナーの向上をめざします。
- ・環境保全活動の将来を見据え、担い手の育成を図ります。
- ・環境教育に関する地域の指導者を創出・育成します。
- ・町全体の環境教育の普及で循環型社会の形成をめざします。

各主体の取り組み

住民

- ・環境教育の講習会等へ積極的に参加し、周りの住民にも参加を促します。
- ・環境団体や官民連携による取り組み活性化に参加し、町の環境特性に則した環境意識・環境問題に対する知識を向上させます。

事業者

- ・住民と同様、事業者・教職員においても環境意識・環境問題に対する知識を向上させます。

町

- ・幼少期から将来にわたって理解しやすく、かつ興味を持てる内容の環境教育の充実を図ります。
- ・環境保全活動の担い手の育成を図ります。
- ・現在行っている子ども自然教室等の事業の充実強化をはかり、自然環境の大切さを学ぶ環境教育を進めます。
- ・文化公演や社会教育事業等を利用し環境教育を取り入れた事業を行い、町民への周知を図ります。
- ・環境に係る取り組みと連携した指導者育成を実施します。
- ・環境教育は家庭からと考え、親・大人のための環境教育の講習会を実施します。
- ・北海道海鳥センターや地元の環境団体等と連携した総合的学習事業等環境保全・活用に関わる事業の積極的な取り組みを行います。

(6) 環境意識を持った町民の育成

環境教育を推進する中で、環境意識を持ち自ら考え行動することのできる町民が増えていくことが、羽幌町のめざす環境の実現への近道です。そのためには、普段の生活から環境のことを考えて行動する、羽幌型のスローライフ¹の考え方を普及させる必要があります。

1 スローライフ…p.72 “ところで、スローライフってなんでしょう?”を参照。

目標

- ・スローライフ運動を推進します。
- ・グリーンコンシューマー²の育成を進めます。
- ・環境まちづくりのための意識づくりを図ります。

2 グリーンコンシューマー…p.72 “グリーンコンシューマー的買い物の仕方”を参照。

各主体の取り組み

住民 ・スローライフやグリーンコンシューマーの考えを理解・実践し、同じ考えの人を増やします。

事業者 ・スローライフやグリーンコンシューマーの考えを理解し、その考えに沿った事業を行います。

町 ・スローライフやグリーンコンシューマーの考え方を普及し、普及を図る町民団体等を支援します。
・町民が普段の生活の中から環境を意識し、環境を保全するまちづくりを行うよう普及啓発活動を促進します。



基本方針5：環境に配慮した行政運営を進める

(1) 事業の見直し

町が行う事業で自然環境に甚大な影響を与えないよう、工事等を行う際には環境保全を優先する手法を積極的に採用するなど、環境に配慮した行政運営・事業を推進します。

目標

- ・環境に配慮した事業を推進します。
- ・環境に配慮した工事手法等を選択します。

各主体の取り組み

事業者 ・環境に配慮した工事手法を実施します。

- 町**
- ・行政が自ら行う事業で環境破壊や甚大な影響を与えないよう環境に配慮した事業を推進します。
 - ・町が行う公共事業において環境を優先する工事手法の選択を行います。

(2) 住民・事業者が参加しやすい仕組みづくり

環境教育やごみ資源の回収システムなど、町民や事業者が参加しやすく、取り組みやすい仕組みづくりを進めます。

目標

- ・各種支援制度の整備により、環境に関する施策・活動に住民・事業者が参加しやすい仕組みを整備します。
- ・教育課程や世代に応じた環境教育を、連携的に取り組みます。
- ・**エコショップ¹**を増やす等、ごみ減量化の仕組みづくりを進めます。
- ・現在回収していない資源ごみの収集を行うなど、回収システムを改善します。

¹ エコショップ…簡易包装等によるごみ減量化や、再生品の積極的な販売等、リサイクルの推進・環境負荷の低減に取り組む小売店。

各主体の取り組み

住民 ・環境に関する施策・活動に積極的に参加します。

事業者 ・町・町民の活動に協力します。

- 町**
- ・連携的な環境教育の実施を推進します。
 - ・ごみ減量化の仕組みづくりを進めます。
 - ・現在回収していない資源ごみの再利用を進めます。

(3) スローライフ運動の支援

第6章に定める「みんなで取り組む行動指針(スローライフ計画)」に定めるスローライフ運動¹について町を挙げて取り組み、羽幌町のめざす環境の早期実現を図ります。

¹ スローライフ運動…p.72
参照

目標

- ・スローライフ運動に取り組む町民や町民団体の活動への支援を行い、スローライフの普及・定着を目指します。
- ・事業者・産業団体等との協議に基づき支援を行い、スローライフの普及のための連携を図ります。

各主体の取り組み

- 住民** ・スローライフを理解し、環境に配慮された商品を使用するなどの取組みを積極的に実践します。
- 事業者** ・スローライフを理解し、支援します。
- 町** ・町民団体の活動を支援します。
・スローライフ運動を普及・推進し、町民のスローライフにつながるイベントを実施します。

(4) 組織改革

環境関係事務²を集約し組織化することで、効果的な環境行政を目指します。

² 環境関係事務…羽幌町の場合、自然環境、生活環境、鳥獣保護、自然公園等の分野に分かれている。

目標

- ・海鳥センター友の会や住民、事業者、環境団体等の協力のもと、北海道海鳥センターが環境に関する窓口の中心となって、羽幌町のめざす環境の実現を促進します。

各主体の取り組み

- 住民** ・北海道海鳥センターの取組みに協力します。
- 事業者** ・北海道海鳥センターの取組みに協力します。
- 町** ・海鳥センター友の会や住民、事業者、環境団体等の協力のもと、北海道海鳥センターが環境に関する窓口の中心となって、情報提供や施策を実施します。

(5) 国や他の自治体等との協力

広域にわたる環境問題について適切に対処するためには、国や他の自治体等との連携・協力を維持した中で、環境保全施策を進める必要があります。

目標

- ・国や他の自治体、団体と連携・協力の上、環境問題について適切に対処します。

各主体の取り組み

- 町** ・国や他の自治体、民間団体、国際機関等と連携・協力を充実に、環境問題の解決を図ります。

基本方針6：観光客の協力を得て自然環境への負荷を減らす

(1) 持続可能な利用

観光客が環境に及ぼす影響を最小限に抑えるためには、地域社会の一構成員として自覚と責任を持ってもらえるような事前研修やPRが重要です。

目標

- ・地域の自然を壊さずに利用するという自覚と責任を持った観光を継続します。

各主体の取り組み

- 事業者** ・観光客への事前説明等の注意喚起を行います。
・引率時、観光客が環境に影響のある行動をした場合、責任を持った注意等を行います。

- 観光客** ・地域社会の一構成員としての自覚と責任を持ち、環境に影響の少ない観光を行います。
・ごみ出しマナーを遵守します。

- 町** ・観光事業者や旅館事業者など観光客を引率する前に事前研修や観察前の注意喚起等を行うことが出来るような研修会等を実施します。
・各施設やホームページ等での注意喚起を行います。
・観光パンフレット等で環境保全をしながら観光するようPRを行います。

(2) 環境負荷の軽減

町民はもとより、観光客がごみ投棄や動植物の盗掘や違法採取を行わないように注意喚起を行います。

目標

- ・観光マナーの徹底と注意喚起を行い、観光地での環境負荷を軽減します。

各主体の取り組み

- 事業者**
- ・観光客への事前説明等による注意喚起を行います。
 - ・引率時、観光客が環境に影響のある行動をした場合、責任を持って注意等の行動を起こします。
 - ・必要に応じてパトロール等の取り締まりに協力します。

- 観光客**
- ・地域社会の一構成員としての自覚と責任を持ち、環境に影響の少ない観光を行います。
 - ・ごみ出しマナーを遵守します。

- 町**
- ・各施設やホームページ等での注意喚起を行います。
 - ・観光パンフレット等で環境保全をしながら観光するようPRを行います。
 - ・必要に応じ、パトロール等の取り締まり体制をとります。



施策の体系図

基本方針

施策

基本方針 1：コミュニケーションを土台にした合意形成

- (1) 情報の提供
- (2) 人づくりの場と機会をつくり
住民間の連携をつくる

基本方針 2：自然に学び自然のしくみを再認識し
自然と共に暮らす地域づくりを推進する

- (1) 海鳥を守る
- (2) 自然林を守る
- (3) その他の生き物を守る
- (4) 森の保全・活用・創出
- (5) 川の保全・活用
- (6) 海の保全・活用

基本方針 3：事業活動の発展と
環境の保全・活用・継承の両立をめざす

- (1) 魅力ある農村・漁村づくり
豊かな自然を生かした産業
- (2) エネルギー・資源の有効利用
- (3) 未開発の資源の利用
- (4) 自然を残しながらの開発
- (5) 産業廃棄物の発生抑制

基本方針 4：ライフスタイルの見直しで環境負荷を減らす

- (1) 地球温暖化防止
- (2) 河川・海域の水質悪化防止
- (3) ごみ・廃棄物問題
- (4) 公園や遊歩道等の自然と
親しめる空間づくり
- (5) 環境教育の推進
- (6) 環境意識を持った町民の育成

基本方針 5：環境に配慮した行政運営を進める

- (1) 事業の見直し
- (2) 住民・事業者が参加しやすい
仕組みづくり
- (3) スローライフ運動の支援
- (4) 組織改革
- (5) 国や他の自治体との協力

基本方針 6：観光客の協力を得て
自然環境への負荷を減らす

- (1) 持続可能な利用
- (2) 環境負荷の軽減

目標

窓口としての海鳥センターの運用、各主体間の合意形成
住民が集える場（ボランティアセンター）の充実、人材の育成、ボランティア団体・個人の集う機会の創出支援
海鳥センターを活用した海鳥の実態等の周知、適正なペットの飼養、各産業の協力による研究と事故・混獲の防止
良好な自然林の状態の保全
生き物の実態調査、生息環境の向上
森里川海の意義や森林の実態の周知、植樹の推進、緑の回廊・遊歩道の整備
森里川海の意義や川の実態の周知、川の水質保全、下水道の普及率の向上
森里川海の意義や海の実態の周知、海の水質保全
環境保全と産業の両立、安全な食について消費者への啓発、安全な食材の提供、地産地消、産消協働、地域資源の再認識
自然エネルギーの活用、エネルギーの構造転換、廃食油再燃料化・木質系バイオマス燃料の普及促進
森林資源・海洋資源等の利活用
自然の機能を持続した開発
公害の防止、循環型社会の形成
温室効果ガスの排出抑制等による地球環境への負荷削減
家庭排水・工場排水の規制遵守による水域の水質悪化防止
ごみや廃棄物の実態の周知による町民の環境意識の高揚、資源ごみ回収運動、ごみの減量化、不法投棄等抑制のための環境教育
緑の回廊・遊歩道の整備による自然と親しめる空間づくり、ビオトープやフットパスの維持・整備・活用、世代間・地域交流の場づくり
世代に応じた環境教育による町全体の環境マナー向上、環境活動の担い手や環境教育の指導者の育成、循環型社会の形成
スローライフ運動の推進、グリーンコンシューマーの育成、環境まちづくりへの意識づくり
環境に配慮した事業推進・工事手法等の選択
住民・事業者が参加しやすい仕組みづくり、世代等に応じた環境教育、ごみ減量化の仕組みづくり、資源ごみ回収システムの改善
スローライフ運動に取り組む住民等への支援による普及・定着、事業者・産業団体等とのスローライフ普及のための連携
海鳥センターを環境の窓口の中心としためざす環境の実現
国や他の自治体・団体等との連携・協力による環境問題の適切な対処
地域の自然を壊さずに利用する観光の継続
観光マナーの徹底と注意喚起による環境負荷の軽減

第4章

羽幌町が進める重点プロジェクト



ばらボランティアのみなさんと、はぼろバラ園

第4章 羽幌町が進める重点プロジェクト

I 環境意識をもった町民の育成

町内にはすでに、羽幌環境会議や羽幌みんなでつくる自然空間協議会、消費者協会など環境保全に携わる団体や個人ボランティアにより、活動が行われています。今後も関係機関と協力を進めながら取り組みをさらに充実させ、町民の意識改革に積極的に取り組んでいきます。

特に、幼少のころから自然とふれあい、色々な体験の中から生態系のつながりや自然の循環などを学ぶことは非常に重要であり、また日常の中でなるべく環境に負荷を与えない生活の仕方などを子どもたちのころから学ぶ必要があります。そのために、環境学習を推進していきます。

重点施策

- ・ 保育園・幼稚園では、幼少の頃から自然とふれあい、自然と親しむ事ができる機会を提供します。
- ・ 小学校では、地域の自然について学ぶ機会を増やし、自然環境を大切にする意識を育むための教育を実施します。
- ・ 中学校、高校では、日常の中で環境に負荷をかけない生活ができるよう、海岸清掃や地域のごみ拾い活動など、地元の自然環境を守る取組みや環境教育を実施します。
- ・ 保護者を対象として、各家庭で子どもと一緒に取組める環境保全活動を紹介するほか、講習会やイベント等を実施します。

目標

- ・ 環境意識を持ち、環境に配慮した生活ができる町民を増やします。
- ・ それぞれの年代に応じた環境教育を定着させます。



推進主体

- 住民**
 - ・環境に配慮した生活ができる子どもを育てます。
 - ・地域で開かれる環境教育の講習会に参加するほか、周りの住民の参加の呼びかけや互いに情報交換を行います。
- 事業者**
 - ・地域で開かれる環境教育の講習会に参加します。
- 町**
 - ・幼児からでも理解しやすく、興味を持てるような環境教育の機会づくりを推進します。
 - ・学校教育との連携・協力を図ります。
 - ・教材・指導者等を提供します。
 - ・社会教育事業等により、学習機会を提供するとともに、広く周知を行います。
 - ・環境教育の講習会等の企画・指導等を行う担い手の育成を図ります。

スケジュール

- 短期
(5年以内)**
 - ・環境教育の機会の充実を図ります。
 - ・環境教育の講習会やイベントを実施します。
 - ・学校教育との連携・協力の協議を行います。
 - ・環境教育の講習会等の企画・指導等を行う担い手の育成を図ります。
- 中長期
(5年以降)**
 - ・全ての年代の町民への環境教育の機会を充実・定着させます。
 - ・環境教育の講習会等の企画・指導等を行う担い手の育成を図ります。



2 天売・焼尻の自然の持続可能な利用

観光客は一時的な滞在ですが、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。天売・焼尻の自然環境は羽幌町の宝であり、それを観光と調整しながら保全・再生をめざす必要があります。

重点施策

- ・観光客が自然環境や野生動植物に影響の少ない観光を通じて、天売・焼尻の自然を体験できるよう、自然環境体験プログラムを作成します。
- ・自然を楽しむ観光客を案内しながら、自然環境を守る観点での説明が行える人材(ガイド)を育成します。
- ・施設整備等の際には、自然環境や動植物への影響を最小限に食い止める手法により事業を行います。

目標

- ・観光客が自然環境や野生動植物に影響の少ない観光を通じて、天売・焼尻の自然の「持続可能な利用」が出来るようにします。
- ・施設整備等による自然環境・動植物への影響を少なくします。

推進主体

事業者 ・自然環境体験プログラムを作成し、観光客に自然環境への影響が少ない観光を体験してもらうことで、天売・焼尻の自然の「持続可能な利用」を進めます。

- ・観光客をガイドする際には、自然環境を守りながら観光することの大切さについても説明を行います。

町 ・観光客へ自然環境を守る観点での説明が行える人材(ガイド)を育成します。

- ・施設整備等の際には、自然環境・動植物に影響の少ない手法により事業を行います。

スケジュール

- 短期**
(5年以内)
- ・自然環境体験プログラムを作成します。
 - ・観光客へ自然環境を守る観点での説明が行える人材(ガイド)を育成するための研修や情報提供を行います。
 - ・施設整備等の際には、自然環境・動植物に影響の少ない手法により事業を進めます。

- 中長期**
(5年以降)
- ・自然環境体験プログラムを運用します。
 - ・観光客へ自然環境を守る観点での説明が行える人材(ガイド)を確保し続けるための研修や情報提供を行います。
 - ・施設整備等の際には、自然環境・動植物に影響の少ない手法により事業を進めます。

3 シーバードフレンドリー制度の創設・運用

羽幌地域に生息する海鳥を取り巻く自然環境の保全と地域産業の活性化を目的として「シーバードフレンドリー制度」を創設し、環境に配慮した取組みに対して助成等を行います。

重点施策

- ・「シーバードフレンドリー制度」を創設します。
- ・「シーバードフレンドリー制度」の取組みの一つとして「はぼろ環境賞」を創設し、活動や研究費の一部を助成します。
- ・活動や研究成果から、新たな町民や事業者の活動や、まだ研究の進んでいない動植物についての調査・研究を支援します。

目標

- ・海鳥を取り巻く自然環境の保全と地域産業の活性化を図ります。
- ・自然環境の保全に関する活動や取組みを発掘し、支援することで、羽幌地域から受けられる自然の恵みの維持を図ります。

推進主体

- 住民** ・環境に対する取組みを行います。
- 事業者** ・環境に配慮した事業や取組みを行います。
- 町** ・環境省や事業者等と連携し、「シーバードフレンドリー制度」を創設します。
 - ・町民や事業者の取組みに対して「シーバードフレンドリー認証」を行います。
 - ・優れた取組みに対しては、「はぼろ環境賞」を表彰します。

スケジュール

- 短期** ・「シーバードフレンドリー制度」を創設します。
(5年以内)
- 中長期** ・「シーバードフレンドリー制度」を運用し、「はぼろ環境賞」を定着させます。
(5年以降)

4 環境にやさしい産業の推進

羽幌町の基幹産業の水産業は多くの自然や生き物と関わりを持っています。平成16年からはトドの駆除を止め、漁業被害のあった漁業者に漁網を補助し、平成27年からは海鳥の混獲を防ぐための研究が環境保全団体と漁業者の協力のもと行われているなど、先進的な取り組みを行っています。

また、農業や林業では、農薬汚染や山林の状態の悪化を防ぐため、環境に配慮した取り組みを推進しています。

今後においても、環境に配慮した事業や取り組みを進め、効果的な手法の確立を目指していく必要があります。

重点施策

- ・実際に漁業者が運用できるような、海鳥や海獣にやさしい漁業・漁法を研究します。
- ・環境に配慮した農業を推進します。
- ・山林の状態を悪化させない森林施業を推進します。

目標

- ・海鳥・海獣を混獲していない地元産品であることを明記した販売方法等の研究を行い、付加価値の向上をめざします。
- ・環境に配慮した農業を推進することで、地域の農業を取り巻く環境の維持を図ります。
- ・環境に配慮した森林施業を行い、山林の状態の維持を図ります。

推進主体

住民 ・環境に配慮された商品を買う事によって、事業者の活動を支援します。

事業者 ・行政等と連携し、海鳥や海獣にやさしい漁法・漁具等の研究を進めます。

- ・環境に配慮した農業を推進します。
- ・山林の状態を悪化させない森林施業を推進します。
- ・「シーバードフレンドリー制度」を広めるなど、消費者に自然保護を訴える事業展開を行います。

町 ・潜水する海鳥がかかりにくい漁法・漁具等の研究を支援します。

- ・海鳥・海獣の混獲について調査し、情報を提供します。
- ・環境に配慮した取り組みを行っている事業者に対し、事業を継続するための支援を行うほか、新規の取り組みに対しても支援を行います。

スケジュール

短期 (5年以内)

- ・潜水する海鳥がかかりにくい漁法・漁具等の研究を支援します。
- ・環境に配慮した取組みを行っている事業者に対し、事業を継続するための支援を行うほか、新規の取組みに対しても支援を行います。

中長期 (5年以降)

- ・潜水する海鳥がかかりにくい漁法・漁具等の実施を支援します。
- ・環境に配慮した取組みを行っている事業者に対し、事業を継続するための支援を行うほか、新規の取組みに対しても支援を行います。



5 ライフスタイルを見直す町民運動

私たちの日常生活や事業活動で発生する様々な環境負荷が、地球温暖化や酸性雨、海洋汚染等を引き起こしています。

環境への負荷の少ない循環型の社会を構築していくために、節電・節水・節約など省エネルギー・省資源型のライフスタイルを定着させる必要があります。

重点施策

- ・ 温室効果ガスの排出を抑制します。
- ・ 家庭からの汚れた排水をできるだけ少なくし、生活雑排水の汚濁負荷量を低く抑えます。
- ・ ごみの減量化・再資源化を進めます。

目標

- ・ 環境への負荷の少ないライフスタイルを定着させます。

推進主体

- 住民**
- ・ 電気やガス、灯油などの節約を進めます。
 - ・ 家庭からの汚れた排水をできるだけ少なくし、生活雑排水の汚濁負荷量を低く抑えます。
 - ・ 公共下水道整備区域では、下水道への接続を進めます。
 - ・ 公共下水道未整備区域では、合併処理浄化槽の設置を進めます。
 - ・ マイバッグの利用によるごみの減量化やゴミの分別による再資源化への取組みを進めます。
- 事業者**
- ・ 事業活動から温室効果ガスを出しにくい施設・装置等に切り換え、カーボン・オフセットへの取組みを推進します。
 - ・ 事業所から出る排水等の量を減らし、自然に分解されやすいものを出す取組みを図ります。
 - ・ ごみの減量化・再資源化への取組みを進めます。
 - ・ 廃棄物を適正に処理します。
 - ・ 公共下水道整備区域では、下水道への接続を進めます。
 - ・ 公共下水道未整備区域では、合併処理浄化槽の設置を進めます。
 - ・ 事業所等における電気やガス、灯油などの使用を必要最小限に抑制します。

- 町
- ・環境負荷の少ないライフスタイルなど、環境配慮の考え方を周知するため、情報提供および講習会・イベント等の開催を推進します。
 - ・講習会やイベントの開催情報の発信先を多様化し、多くの人に来てもらいます。
 - ・ごみの減量化や再資源化など、ごみに係る環境教育の内容を充実させ、意識定着を図ります。
 - ・公共下水道への接続による水洗化の促進を図ります。
 - ・公共下水道整備区域における合併処理浄化槽普及のため、助成制度の周知を図ります。

スケジュール

- 短期
(5年以内)
- ・環境団体等と連携した情報の提供と、講習会・イベント等の開催を推進します。
 - ・ごみの減量化や再資源化など、ごみに係る環境教育の内容を充実させ、意識定着を図ります。
 - ・講習会やイベントの開催情報の発信先を多様化し、多くの人に来てもらいます。

- 中長期
(5年以降)
- ・環境団体等と連携した情報の提供と、講習会・イベント等の開催を推進します。
 - ・ごみの減量化や再資源化など、ごみに係る環境教育の内容を充実させ、意識定着を図ります。
 - ・講習会やイベントに継続的に来てもらえるような内容を検討します。
 - ・環境負荷の少ないライフスタイルの定着へ向けた活動を推進します。



6 ごみ減量に向けた連携

羽幌町では平成13年よりごみの分別収集を導入し、ごみの減量化や資源としてのリサイクルを進めています。

住民や事業者の方々においても、ごみを減量化するため、マイバッグの使用やごみ分別の遵守、流木等の活用など幅広い取組みが行われており、今後ごみの減量化が図られるよう取組みを進めていきます。

重点施策

- ・ 町民・事業者・町が連携してごみの減量化の取組みを進めます。

目標

- ・ ごみ減量に向けた取組みを積極的に行う住民・事業者を増やします。

推進主体

住民 ・ マイバッグ利用など、ごみ減量化へ関心を持った行動を継続します。

事業者 ・ ごみ減量化へ関心を持ち、流木などの利活用が見込める廃棄物を活用します。
環境にやさしい取組みを継続します。

町 ・ 様々な方法で町民にごみ減量化に関する情報を伝えます。
・ ごみ減量に向けた取組みを積極的に行う町民・事業者への支援を行います。
・ 「シーバードフレンドリー制度」により、ごみ減量に向けた取組みを積極的に行う住民・事業者を評価・認定し、活動の広がりを支援します。

スケジュール

短期 (5年以内) ・ ごみ減量に向けた取組みを積極的に行う住民・事業者への支援を行います。

中長期 (5年以降) ・ ごみ減量に向けた取組みを積極的に行う住民・事業者への支援を継続します。

7 森里川海のつながりの保全

環境省が進めている、「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト¹の考えに賛同し、「森」「里」「川」「海」の繋がりが途絶えないよう環境保全活動を進めていきます。

重点施策

- ・ 町民自らが守らなければならない環境や森里川海をつなぐりを理解し、保全活動を行います。
- ・ 環境保全活動等の財政支援を町が行います。

目標

- ・ 森や川、海、遊歩道、公園を守り育て、未来の子ども達に引き継ぐことをめざします。
- ・ 森里川海をつなぐりを理解して環境保全活動ができるようにします。

推進主体

- 住民**
- ・ 各種ボランティア活動に参加します。
 - ・ 協力して森や川、海、遊歩道、公園等を守り・育てます。
 - ・ 森里川海をつなぐりを理解し、環境保全活動に取り組めます。
 - ・ まちなか景観の向上のため、家の庭に花や樹木を植えるなどの緑化を進めます。

- 事業者**
- ・ 各種ボランティア活動に参加します。
 - ・ 協力して森や川、海、遊歩道、公園等を守り・育てます。
 - ・ 森里川海をつなぐりを理解し、環境保全活動に取り組めます。
 - ・ まちなか景観の向上のため、事務所敷地内に花や樹木を植えるなどの緑化を進めます。

- 町**
- ・ 守り・育てるための経費の支援を行います。
 - ・ まちなかの緑を増やすため、花や樹木の苗を提供するなど美化への取り組みを進めます。
 - ・ 環境省と連携し、住民に森里川海をつなぐりが学べる機会を創出します。

スケジュール

- 短期**
(5年以内)
- ・ 森や川、海、遊歩道、公園を守り育てます。
 - ・ 自然環境を保全するための支援を行います。
 - ・ 森里川海をつなぐりが学べる機会づくりを行います。

- 中長期**
(5年以降)
- ・ 森や川、海、遊歩道、公園を守り育てます。
 - ・ 自然環境を保全するための支援を継続します。
 - ・ 森里川海をつなぐりが学べる機会づくりを継続します。

¹「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト… 私達の暮らしは自然によって支えられており、それを象徴するものとして、「森」「里」「川」「海」が挙げられる。それらは本来、互いに繋がり、影響し合っていることから、行き過ぎた開発や利用・管理不足などによって繋がりが断たれてしまい、質が下がってしまうことが懸念される。

少子高齢化が加速している中、どのように「森里川海」を保全・管理し、地方創生につなげていくか等の対策や取組みを議論し、広めていくため設立されたプロジェクト。

8 スローライフ計画の実行

第6章に掲げる「みんなで取り組む行動指針（はぼろスローライフ計画）」に基づいた取組みを定着させ、町民の誰もが地域の自然環境にやさしく、より質の高い充実した生活を送れるよう支援します。

重点施策

- ・「みんなで取り組む行動指針（はぼろスローライフ計画）」に基づいた町民の取組みを促進します。

目標

- ・スローライフ計画の実行のため、町民団体と連携した町民への周知・支援を行い、定着を図ります。

推進主体

住民・事業者

- ・町民団体に参加し、スローライフ計画に基づいた取組みを行います。
- ・町民団体の活動を支援します。

町

- ・講習会の開催や町民への周知・支援を行います。
- ・町民のスローライフ活動につながるイベントを推進します。

スケジュール

短期

- ・町民団体の活動を支援します。
- (5年以内) ・講習会・イベントなどの開催や周知活動を行います。

中長期

- ・町民団体の活動を支援を継続します。
- (5年以降) ・講習会・イベントなどの開催や周知活動を継続します。

第5章

地区別・事業別環境配慮の方針



北るもい漁協・はぼろ高校のみなさんによる植樹の様子

第5章 地区別・事業別環境配慮の方針

I 地区別の環境配慮

羽幌町は北海道本土の羽幌地区と、離島の天売地区・焼尻地区で構成される自治体です。それぞれの地区で環境特性が異なるため、地域の実情に合わせた環境配慮の事項を定める必要があります。

ここでは、羽幌町がめざす環境を実現するため、地域の環境特性や地域住民の環境に対する意識、地域の将来を考慮して基本方針に則した「めざす環境配慮の事項」を示します。

(1) 羽幌地区

○地区の環境特性

羽幌地区は羽幌町の中心地域であり、行政、商工業を市街中心部に据え、周辺には住宅地が広がっています。郊外には町の基幹産業である農業の水田地帯が広がり、高台地区では酪農業が営まれています。

山間部は羽幌町の約9割を占める森林地帯になっており、国有林33,400ha、町有林900ha、民有林6,100haに及ぶ広大な森林が分布していますが、林業の衰退等により管理が行き届かない面もあります。

○課題

【下水道・生活雑排水】

市街地では公共下水道が供用開始されており、平成27年度末における普及率は84%となっています。町民の約7割弱が下水道を活用し地域環境の保全に努めている一方、未だ下水道への接続をしていない町民もいることから、下水道の役割や効果を周知しつつ水洗化を促進する必要があります。



【ごみの不法投棄】

平成13年よりごみの分別収集が、平成14年からはごみの有料化が開始されました。有料化後に増加した市街地周辺の不法投棄は現在減りつつありますが、郊外の人目に付きにくい沢地や山間部では、家庭ごみのほか粗大ごみや家電製品などが不法投棄されており、景観と環境の悪化が顕在化しています。一部の町民の環境に対する意識・モラルの低さと心無い行動がこのような状況を生み出していると考えられます。

また、海岸部では、海水浴目的の観光客などによるごみの放置が見受けられます。このような行為に対しては、関係機関との連携による監視や調査、指導等の対策を進めていく必要があります。

一方、海岸部に大量に打ち上げられている漂着物の大半は流木ですが、海上を漂流する国内外のプラスチックごみや漁具も多く混ざっており、町民の手で海岸清掃を行っても海が荒れた翌日には再び漂流ごみが打ち上げられ、また元と同じごみだらけの海岸になってしまう状況にあります。

漂流ごみは海的美観だけではなく、生態系にも大きな影響を与えるということを認識し、海を汚さないよう使い続ける必要があります。

【森林管理】

以前は羽幌地区に流れる羽幌川と築別川の土砂流入が非常に多く、上水道の浄水処理施設が機能しなくなるなどの問題が起きていましたが、近年は、植林や伐採を実施したことにより土砂流入が減少し、良好な状態が保たれています。

今後もこの状態を保つため、計画的な事業実施と維持管理を継続していく必要があります。

【農業】

農業における農薬の散布は必要最小限の量で行われており、ヘイケボタルなどの水辺の生物の姿が戻るよう、これからも環境負荷の低い農業を進めていく必要があります。

【郊外とまちなかの緑】

郊外には林や森など緑が多くありますが、人が立ち入ることのできる遊歩道など緑のレクリエーション空間の整備は行われておらず、自然と親しむ場の整備が必要です。

○羽幌地区のめざす環境

- ・ 自然を感じ、安全で快適な田舎暮らしができるまち、環境に配慮した産業が息づく町をめざします。
- ・ 遊歩道や緑の回廊、公園等を市街地周辺に整備し自然とふれあい、保護すべき環境を体感できる機会や場所を増やします。
- ・ 失われた自然をとりもどし、街中は緑と花に包まれる、うるおいのあるまちを創ります。
- ・ 安全な食を提供できる産業として農業、漁業を推進し、水資源や河川・海洋汚染を防ぐため、森林を育成し緑の充実した町、豊かで質の高い環境の町をめざします。

○主な環境配慮事項

農業 ・ 消費者ニーズに合った安全で良質な食料を安定的に供給できる体制づくりをめざすほか、農業の持つ多面的機能を損なわないような農法を進めます。

林業 ・ 水資源や国土保全、保健休養の場の提供など多様な機能を高度に発揮できる林業をめざします。

漁業 ・ 水産資源の保全や海鳥の混獲の防止、海底環境の攪乱の防止等、海洋生態系に配慮しながら、安全で質の高い食料を提供します。

商業 ・ 安全で質の高い食料・商品を提供するための仕組みづくり、ごみの発生が少ない販売方法や商品提供、地産地消ができるシステムづくり等、環境に配慮した営業を行います。

工業 ・ 大気汚染や水質汚濁の防止など、周囲の自然環境・生活環境に悪影響を与えない措置を徹底した事業を行います。また、ごみの発生が少ない商品づくりや製造方法に留意します。

消費者 ・ グリーンコンシューマーとして、安全な食材と環境に配慮した商品を提供する店を積極的に利用するほか、ごみの排出を減らし、再利用などを心掛けます。

(2) 天売・焼尻地区

○天売地区の環境特性

天売島は羽幌町本土から日本海沖24kmに焼尻島と並んで位置する、周囲12kmの離島で、「暑寒別天売焼尻国定公園」に指定されています。

島の西海岸の切立った崖地周辺は、約100万羽の海鳥が飛来する世界有数の海鳥繁殖地であり、国の天然記念物に指定されています。また、島の東側に住宅が集中していることから、海鳥と人間とが共存している島でもあります。

天売島の海鳥を観察するため、毎年大勢の観光客が訪れています。

○天売地区の課題

天売島周辺においても海水温の上昇等の海洋環境の変化により、今まで繁茂していた海藻が消える磯焼け現象のほか、魚種の変化や漁獲量の減少等の海洋生態系の大きな変化が起きています。

もともと湧昇流¹に恵まれ、自然海岸や藻場等が広がる天売島周辺の海域は、漁業者にとって貴重な漁場であり、また羽幌町の漁業の基盤でもあります。

この海域の環境保全や漁業の再生のための取組みを進め、現在実施している種苗での地先資源の維持や移植放流による藻場造成等を継続していく必要があります。

近年では、環境保全団体との連携による海鳥・海獣の混獲防止のための漁法の開発が進められているほか、島の子どもたちから大人まで島民をあげての清掃活動などの活動が継続的に行われています。

一方で、不適切なごみ処理が一部見られることから、環境教育やモラル教育等に合わせて、法律で禁止されている不法投棄や野焼きなどを行わないよう、ごみの適正処理、普及啓発活動が必要です。

1 湧昇流…季節風、貿易風などの風、地形変化、潮流等が要因で、海洋深層水が表層近くへ湧き上る現象をいう。



○焼尻地区の環境特性

天売島と一緒に日本海に位置する周囲12kmの離島で、「暑寒別天売焼尻国定公園」に指定されています。

島の大半はオンコ（イチイ）やミズナラ等の自然林で覆われており、この自然林は国の天然記念物に指定されています。

○焼尻地区の課題

天売島と同様に海水温の上昇は魚種や漁獲量に大きな影響を与えており、漁業者は海洋環境が変化しているを感じています。

焼尻島周辺海域の環境保全や漁業の再生のための取組みを進め、現在実施している種苗放流での地先資源の維持や移植放流による藻場造成等を継続していく必要があります。

観光の目玉である焼尻の自然林はミズナラとオンコが複層林（二段林）を形成する優れた植生を示していますが、上層林であるミズナラ群生域が優勢となり、拡大しつつあります。また、自然林内のオンコは老木や立ち枯れ・倒木が多くなっており、今後のオンコ林の存続を考えると後継樹が少ないことが憂慮されています。

また天売地区と同様、焼尻地区でも不適切なごみ処理が一部見られることから、環境教育やモラル教育等に合わせて、法律で禁止されている不法投棄や野焼きなどを行わないよう、ごみの適正処理、普及啓発活動が必要です。



○天売・焼尻地区のめざす環境

- ・人と海鳥が共存できる自然豊かな天売島をまもります。
- ・緑豊かで自然と人間が共存できる焼尻島をまもります。
- ・生態系の一員としての自覚を持った島民が暮らす島をめざします。
- ・自らの生活や仕事の場である海の環境を、自らの力で持続させる努力を行う島をめざします。
- ・安全な食料を豊富に提供できる島をめざします。
- ・安心して生活ができる島をめざします。

○主な環境配慮事項

漁業 ・海鳥や海獣などの混獲を防ぐ漁具・漁法等を研究し、海洋生態系を持続できる漁業をめざします。

観光 ・自然や生き物に配慮した観光ができるようにします。
 ・自然環境体験プログラムを作成し、観光客に自然環境への影響が少ない観光を体験してもらうことで、天売・焼尻の自然の「持続可能な利用」を進めます。
 ・観光客をガイドする際には、自然環境を守りながら観光することの大切さについても説明を行います。

消費者 ・ごみを出さない、減らす運動を行います。
 ・ごみの適正な処理を遵守します。
 ・家庭からの排水等で海を汚さないよう心掛けます。
 ・豊かな海を取り戻すため、植樹などの活動を行います。



2 事業別の環境配慮

(1) 漁業

漁業を取り巻く環境においては、海水温の上昇等による磯焼け現象や魚種・漁獲量の変化は、漁業者に大きな影響を与えており、今後の地先資源の維持・管理や藻場の造成等が課題となっています。

また、漁業者が海を生活と仕事の間とし続けるために、当事者としての責任や環境に対する理解を求めていく必要があります。

○主な環境配慮事項

- ・海鳥や海獣などの混獲を防ぐ漁具・漁法等を研究し、海洋環境を持続できる漁業をめざします。
- ・安全で質の高い食料を豊富に提供できる漁業をめざします。
- ・豊かな海を取り戻すため、植樹などの活動を行います。
- ・水産資源が維持されるよう、適切な魚種・漁獲量を保ちます。
- ・海にごみを捨てない、ごみを減らす、ごみを適正に処理すると共に、ごみ回収サイクルを確立します。
- ・環境マナー遵守の徹底と、環境教育を進めます。

(2) 農業

依然として輸入農産物の残留農薬の危険性や、遺伝子組換え農作物、農産物の産地偽装等の食に関わる不安がある中、消費者からは食に対する安全・安心が求められています。

そのため、羽幌町においても食の安全の確保に向け、減農薬や有機栽培をはじめとした、環境だけでなく人にもやさしい農産物の生産を進めるとともに、消費者においては地元で積極的に消費することを心がける必要があります。

○主な環境配慮事項

- ・消費者ニーズに合った安全で良質な食料を安定的に供給します。
- ・地域の食材を地元で消費できるシステムを作ります。
- ・農業者としての環境マナーの徹底と、環境教育を進めます。
- ・環境に配慮した農業を進めます。
- ・食の安全・安心の確保や、地域の生物多様性の保全のため、遺伝子組換え農作物の栽培は行わないものとします。

(3) その他

漁業・農業以外の産業においても、それぞれの分野で対応可能な環境配慮を求めています。

【廃棄物】

産業活動に伴い発生する産業廃棄物は、その抑制を求めると共に、後を絶たない不法投棄については、企業倫理の遵守を求めていくことで根絶を図ります。また環境の配慮に合わせた教育・指導が必要です。

一方、家庭ごみの中には、商品を飾り保護する包装物が多く含まれています。包装済みの商品をトレイに置き、さらにラップで包むような過剰包装が行われていたり、ばら売りできる物でも袋詰やパック売りされているなど、ごみ減量化に向けて改善すべき点があります。

また近年では、生活雑排水として排出され、下水処理で除去できない微小な廃棄物であるマイクロプラスチック¹が問題となっています。終末処理場から海に排出されたマイクロプラスチックを魚やプランクトンが取り込んでしまうことで、生態系に影響を与えてしまう危険があるため、マイクロプラスチックを含有した商品の使用を控える必要があります。

事務活動が中心となる業種では、紙類の再利用・リサイクル等環境に配慮した事業活動を行うとともに、省資源・省エネルギーなどに積極的に取り組む必要があります。

【公害】

製造活動にともなう工場排水や悪臭・騒音の発生については、公害防止に関する法体制が整備されていることもあり改善されてきています。これからも法令等を守り、公害の防止、循環型社会の形成、エネルギーの有効利用、産業廃棄物の発生抑制等、環境に配慮した事業活動を求めます。

大気汚染の防止等に関する法規制により自動車排ガス対策が進められていますが、今後は低燃費・CO₂低排出等、環境負荷の低い車輛の導入が望まれます。

¹ マイクロプラスチック…「マイクロ(μ)」とは、「100万分の1」を意味する言葉であり、「マイクロプラスチック」は、プラスチックごみのうち、大きさが5μm以下の小さなものを指す。一部の洗顔料や化粧品に含まれているスクラブ剤や、歯磨き粉の研磨剤など、過去には多くの生活用品で使用され、生活雑排水として海に排出されていたが、近年ではその有害性が認識され、使用を取りやめる傾向にある。

また、生活用品だけでなく、捨てられたプラスチックごみが経年により劣化し、細かく分解されることで、マイクロプラスチックとなるため、プラスチックごみは適正な処理が必要である。



【開発行為】

開発行為に関わる者は、現況の自然環境が持つ機能を損なうことなく、かつ将来的な影響を考慮した開発を行う必要があります。

【観光】

観光が環境に及ぼす影響は、町民の日常生活による影響以上に大きい場合があります。特に、一部の観光客によるゴミの投棄、自然の中の動植物に対する間違った接し方、無断での立ち入りや採取などは、大きな環境負荷となる場合があるため、事前の注意勧告やマナー講習など必要な措置を講ずる必要があります。

【林業】

山林の崩壊は土砂の過剰な流出による海底環境の悪化を招くだけでなく、河川を通じて森から海へ供給される栄養物質を減少させ、ひいては持続的な水産資源の利用が不可能となる恐れがあります。豊かな森や川、海を守るため、植樹や適正な伐採などにより山林の荒廃を食い止める必要があります。

○主な環境配慮事項

- ・ 環境負荷の少ない工法で工事を行います。
- ・ 事業者としての環境マナーの徹底と、環境教育を進めます。
- ・ 自然環境・生活環境に配慮した事業運営を行います。
- ・ 排水による水質汚濁・騒音・悪臭等の公害防止に努めます。
- ・ 産業廃棄物を減らすと共に、適正に処理します。
- ・ 循環型社会の形成に協力します。
- ・ 環境負荷の低い車輛を使用し事業活動を行います。
- ・ レジ袋・過剰包装の減少化、量り売り、ばら売り等を進め、環境に配慮した商品販売を行います。
- ・ 山林の状態を悪化させない森林施業を推進します。

第6章 みんなで取り組む行動指針 (はぼろスローライフ計画)



ビオトープでの植樹の様子

第6章 みんなで取り組む行動指針 (はぼろスローライフ計画)

「みんなで取り組む行動指針」は、町民一人ひとりが羽幌の未来の子どもたちにより良い環境を残すための、行動モデルとなるものとして作成しました。

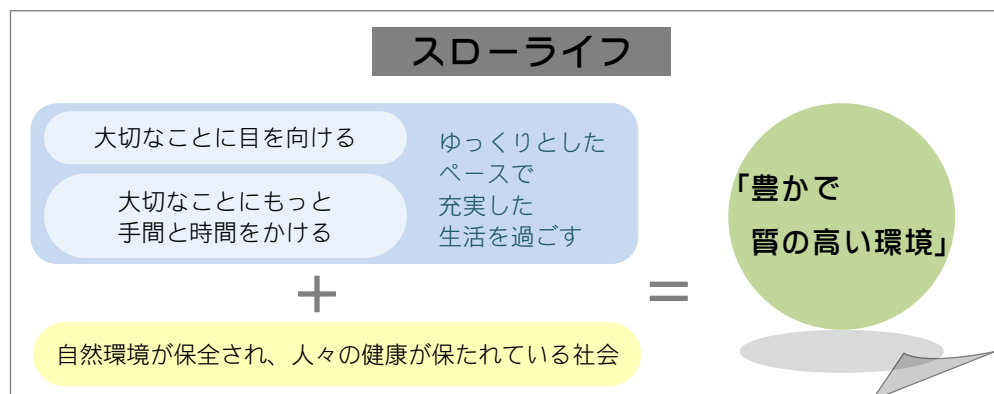
日常生活を過ごす上で気を付けたい事に合わせ、これまで環境計画町民会議の中で話し合ったもの、実際に行動に移したものについて、「スローライフ運動¹」として提案します。

1 スローライフ運動…スローライフの実践・普及のために、この章で提示している具体的な取り組み。

○ところで、スローライフってなんでしょう？

スローライフには色々な解釈がありますが、ここでは「わたしたちが大切なことに目を向け、大切なことにもっと手間と時間をかける余裕を持つために、ゆっくりとしたペースで充実した生活を過ごす」ということと考えています。

そして「はぼろスローライフ計画」の最終目標は、自然環境が保全され、人々の健康が保たれている社会で、快適で楽しい人生を送ることができる、本当の意味での「豊かで質の高い環境」を求めることです。



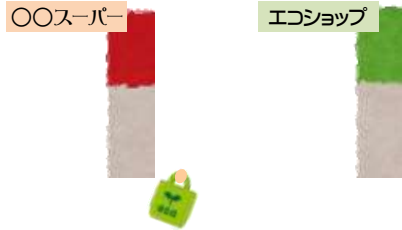
1 グリーンコンシューマーになろう

○グリーンコンシューマー的買い物の仕方

「グリーンコンシューマー」とは、地球環境や地域社会に配慮した視点に立ち、生産者や販売者をよく選んだ上で買い物をする消費者です。これは、1988年にイギリスで出版された「The Green Consumer Guide」(グリーンコンシューマーガイド)という本が発端となって始まった、誰でも一人で始められ、社会に影響を与えることが出来る活動です。

この流れを受け日本では、グリーンコンシューマーにふさわしい買い物の仕方として「グリーンコンシューマー全国ネットワーク」が10原則を考案しました。これを参考にアレンジした買い物の仕方をご紹介します。

1. 環境に配慮する事業者の
製品や店を選ぶ



2. 包装が最小限のもの、容器は
再利用できるものを選ぶ



3. 必要なものを必要な量
だけ買う



4. 資源やエネルギーを浪費せず、
長く使える製品を選ぶ



5. 健康に悪かったり、環境を汚染して
自然を損なったりしないものを選ぶ



6. 近くで生産・製造されたもの
を選ぶ



6. リサイクルされたものや、リサイ
クルシステムのあるものを選ぶ



いまは当てはまらない部
分もあるかも知れません。

しかし、自ら出来る範囲
で行動することが重要と考
えます。

○レジ袋をもらわない…グリーンコンシューマーへの第一歩

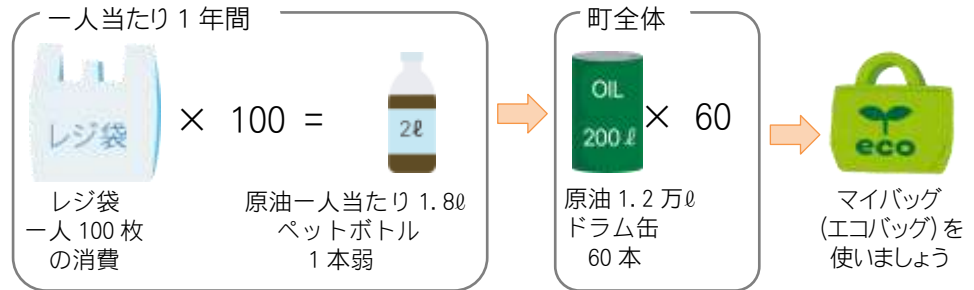
最近では、マイバッグ（エコバッグ）の普及が進みましたが、依然としてレジ袋は使われています。仮に羽幌町の乳幼児を除く6,500人が年間100枚消費すると、年間65万枚になります。

1枚のレジ袋を製造するためには、原料と製造のためのエネルギーで18.3mlもの原油が消費されていますので

$$65万枚 \times 18.3ml/枚 = 1,190万ml = \text{約}1.2万\ell$$

町全体で1年間200ℓのドラム缶 約60本分、町民ひとりがレジ袋だけで2ℓペットボトル1本弱1.8ℓの原油を使っている計算になります。

買物の時にはなるべく自前のカゴやバッグを持ち歩き、レジ袋の消費を減らしましょう。



2 家庭から川や海を汚さない運動

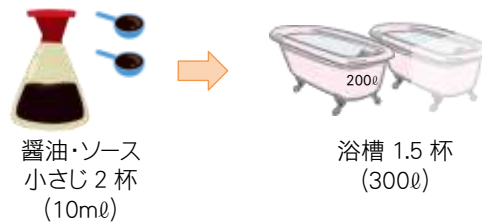
○台所は川・海の入りにく

みなさんの家庭から出る様々な排水を、魚がすめるようになるまで薄めるには、どれだけの水の量が必要なのでしょうか？

水の汚れ具合を示す指標の一つにBOD¹があります。コイ・フナ等がすめる程度の水質（BOD 5 mg/ℓ）にするためには、浴槽（1杯 200ℓ）何杯分の水で薄める必要があるかを以下に示します。

¹BOD…水の汚れ具合を示す指標。BOD1mg/ℓは、大体バケツ1杯の水に醤油を一滴(0.05ml)落とした汚れ具合に相当します。

□醤油・ソースの原液小さじ2杯（10ml）を台所から流した場合、風呂桶1.5杯分、300ℓが必要です。



・醤油・ソース等の調味料は適量の使用を心掛けましょう。

□みなさんは高血圧や体調を考えて塩分を取り過ぎないように、ラーメンのスープは残して捨てませんか？そのラーメンスープ200mlに対して、風呂桶5杯分、1,000ℓが必要です。



ラーメンスープ
カップ1杯
(200ml)



浴槽 5 杯
(1,000ℓ)

・未処理のままでは、放流先の河川等を汚すことになります。なるべく早く下水道や合併処理浄化槽に接続しましょう。

□米のとぎ汁2ℓに対して、風呂桶6杯分、1,200ℓが必要になります。



米のとぎ汁
1 回分 (1ℓ)



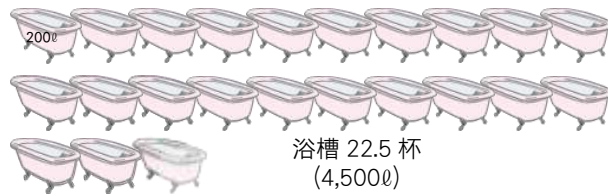
浴槽 6 杯
(1,200ℓ)

・とぎ汁は植木や畑に撒くと肥料になります。

□天ぷら油は特に多量の水を必要とします。大さじ1杯15mlに対して風呂桶22.5杯分、4,500ℓが必要です。



天ぷら油
大さじ1杯
(15ml)



浴槽 22.5 杯
(4,500ℓ)

・できるだけ捨てないように上手に利用しましょう。
・捨てる場合は、ごみステーション内のポリ容器での回収にご協力ください。

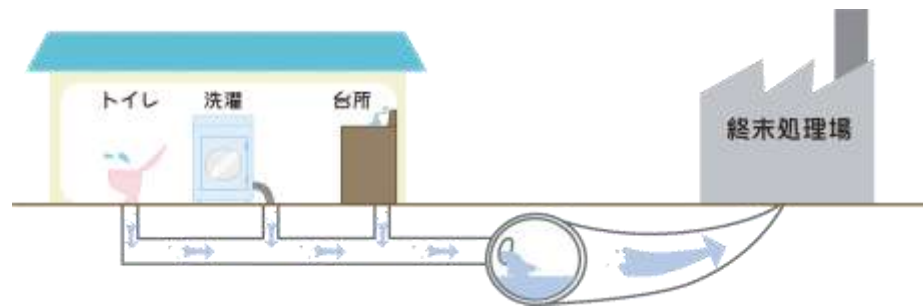
このように、普段の食事が発生するちょっとした汚れでも、そのまま川に流すと大変な負荷になることが分かります。お皿の醤油や油は、口を拭いたティッシュや調理の途中で使用したキッチンペーパーなどで拭き取ってから洗うと、流出量が大きく減少します。

○生活雑排水を減らそう

普段わたしたちが台所で食器を洗ったり、洗濯機で服を洗ったり、風呂場でシャンプーしたり、洗面台で歯を磨いたりした時に発生する排水は、「生活雑排水」と呼ばれています。この食器の汚れや服の汚れ、洗剤などはどこへ行ってしまうのでしょうか？

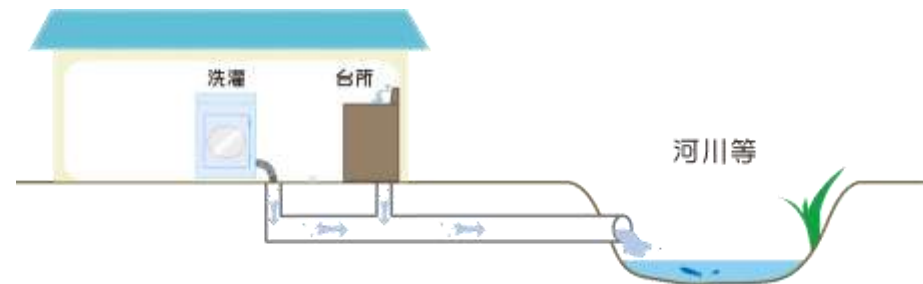
《下水道等が整備されている場合》

生活雑排水(台所や風呂場からの排水)は、下水道を通して終末処理場まで流され、そこで大部分の汚れが取り除かれます。



《下水道等が未整備の場合》

生活雑排水は、何の処理もされずに近くの河川に流れ込んでしまいます。前のページで紹介した汚れのことを考えると、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を急がなければなりません。

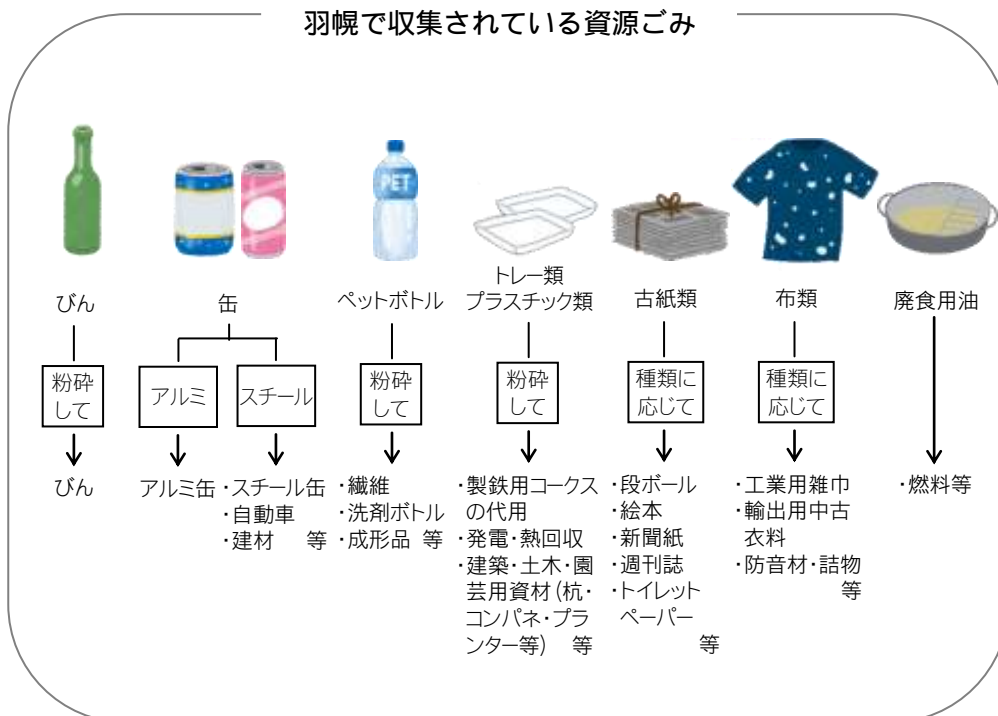


せっけん・合成洗剤に関わらず、使いすぎれば微生物は分解しきれなくなります。全ての物で、洗う時に洗剤が必要でしょうか？洗剤を使わないで食器洗いが出来るアクリル毛糸で作ったタワシを使うとか、汚れをふき取ってから洗うなど、生活雑排水を減らす努力も必要です。

3 ごみを適正に処理し、出来るだけリサイクルを行う

○適正に分別するとごみが資源に変わる

ごみは分別を適正に行うと大きな資源に生まれ変わります。羽幌町では、びん・缶・プラスチック・新聞紙・ダンボール・布類・廃食用油など分別収集を行っていますので、これらを資源としてリサイクルできるよう、正確な分別にご協力ください。



○生ごみはコンポストへ

1 エコクッキング…

- ・できるだけエネルギーを使わず、生ゴミを出さない調理を心掛けましょう。
- ・今まで捨てていた部分も工夫して食材として活用しましょう。
- ・下ごしらえに電子レンジを上手に使用すると、省エネになります(→p.82)
- ・残さず全部食べきれくらしいの量を作りましょう。

2 コンポスト…家庭からの生ごみなどを微生物の働きによって醗酵分解させ、堆肥にしたもの。

エコクッキング¹をしても必ず生ごみは出ます。それを生ごみ処理機などで堆肥(コンポスト²)をつくり植木や家庭菜園などに使うなど、なるべく家庭での小さな循環システムを考えましょう。



○ごみを出来るだけ出さない循環型社会をつくる

ごみを減らすための行動のポイントとして、「5 R」があります。これらを心がけることにより、ごみの排出を抑えることができます。

- ①Refuse (リフューズ) … 不要なものは買わない、貰わない
買ったけど使わなかった、タダで貰ったけどすぐ捨ててしまったなど、勿体無いことはせず、買う・貰う前に本当に必要かどうかを考えて行動します。
- ②Reduce (リデュース) … ごみを増やさない
ごみの発生量が少なくなるよう行動します。
- ③Reuse (リユース) … 再利用する
着られなくなった服を知人にあげたり、フリーマーケットで売ったりすることで、ごみとして捨てずに長く利用します。
- ④Repair (リペア) … 修理して長くつかう
服に穴が開いた、電化製品の調子が悪いなど、すぐにごみとして捨てずに、修理することで長く使用します。
- ⑤Recycle (リサイクル) … 再び資源として利用する
再資源として、新たな形の製品に加工してもらうよう、資源回収に協力し、リサイクル製品を積極的に使用します。

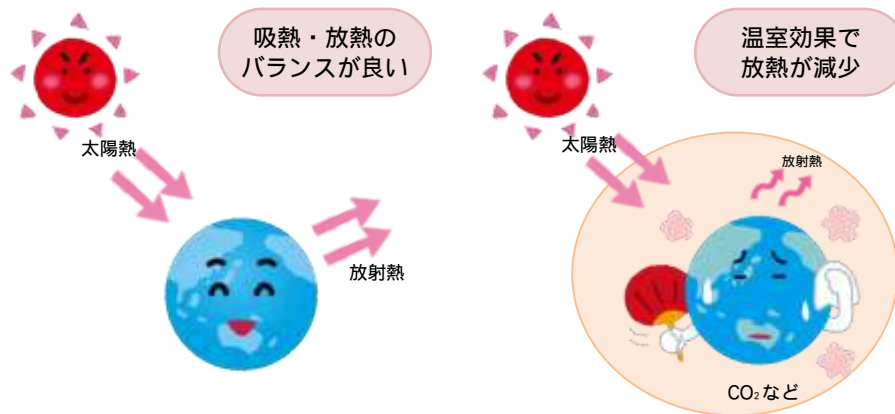
4 省エネルギー 地球温暖化防止

○地球温暖化って何？

地球の気温がほぼ一定に保たれているのは、熱を逃がしにくくする仕組み「温室効果」が働いているからです。その効果をもたらす「温室効果ガス¹」がちょうど良い量だと、太陽からの熱と、地球から宇宙に放出される熱とのバランスが保たれ、私たちは、快適に過ごすことが出来ます。

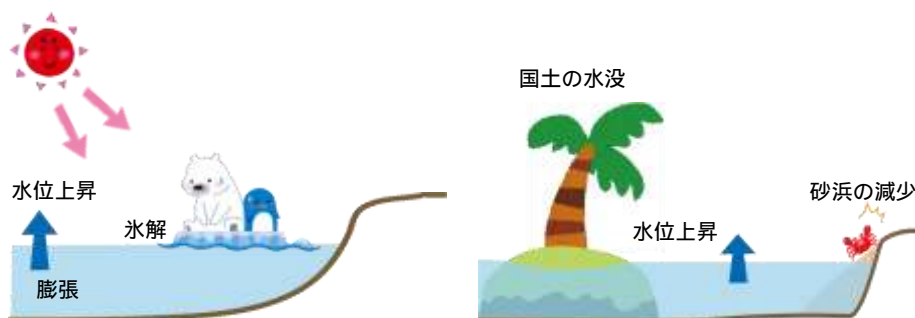
¹ 次のページの「温室効果ガスって何？」を参照

しかし、私たち人間の活動が拡大し大気中の「温室効果ガス」の割合が増えると、大きな布団を地球に被せたようになって、宇宙に放出される熱が減り地球の温度が上昇するのではないかと考えられています。



○地球が温暖化するとどうなるの？

地球の温度が上がると、海水温が上がったり、南極・氷河の氷が溶けたりし、それに伴い海面が上昇すると砂浜がなくなったり、南太平洋の島国では、国土が海に沈んでしまうことが心配されています。また、異常な高温、寒い日の減少、大雨、干ばつ、台風の大型化など、地球規模での気候変動に地球温暖化が関係していると考えられています。



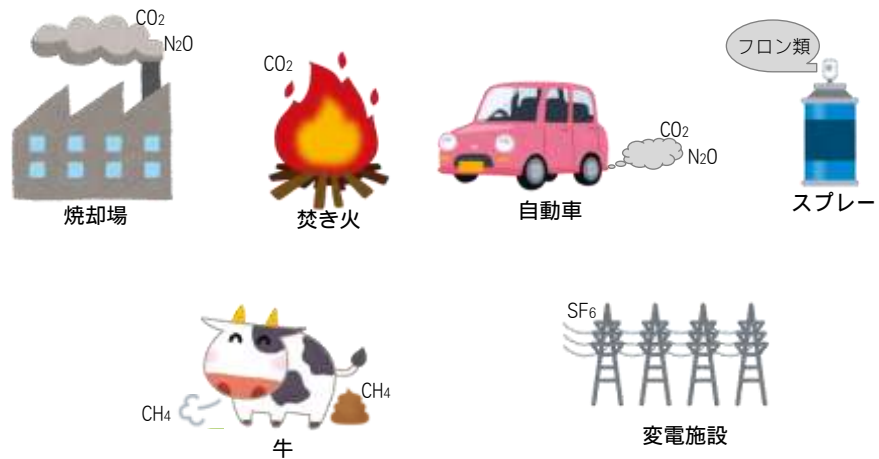
○「温室効果ガス」って何？

1 温室効果ガス…温室効果にもっとも深く関わっている温室効果ガスは水蒸気ですが、人間の活動によって発生し、地球温暖化に大きな影響を与えるものとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」でこれらのガスが指定されており、排出の抑制がもとめられている。

地球温暖化を防止するために法で定められた温室効果ガス¹には、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、フロン類、六フッ化硫黄 (SF₆) などがあります。

地球温暖化の最大の原因と考えられている二酸化炭素は、人間の生活のあらゆるところから出ています。家庭で使用するガス、灯油、車のガソリン、電気を作る火力発電所の石油や石炭など化石燃料を燃やすと発生します。もちろんごみ処理場の焼却炉からも発生します。日本の二酸化炭素排出量は世界でも上位にあります。

また、二酸化炭素以外の温室効果ガスは、二酸化炭素よりも数十～数万倍も温室効果が高いため、量は少なくても発生の抑制に努める必要があります。



○私たちはどれくらいの CO₂ を排出しているの？

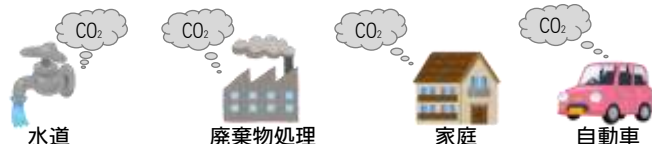
1 年間に、水道の供給、廃棄物の処理、自家用車の使用、家庭内の電化製品・暖房によって発生する CO₂ の量は、4 人家族の場合

約 8,800 kg-CO₂/人

です。この量を体積に変えると、

4LDK の家屋 (延床面積 120m²) 15 件分

に相当します。




○家庭でもできる二酸化炭素の削減



日常生活で発生する二酸化炭素を少なくするための例¹をご紹介します。家庭からできる温暖化対策をはじめてみませんか。その結果、家計の大きな節約にもなります。

そして限りある資源を大切にするという意味でも、省エネルギーに努めることが重要です。


待機電力を消費しないよう、コンセントからプラグを抜く



 家庭での全消費電力の5.1%は、待機時消費電力であるとの統計結果が報告されています。省エネルギーモード²を活用したり、主電源をオフにしましょう。

また、タイマーなどの機能に支障をきたさない機器をコンセントから抜きましょう。


	節約額	約6,100円/年
	CO ₂ 排出抑制量	16畳間程度 (130kg-CO ₂ /年)



家の中の暖房温度を下げる

 暖房の設定温度を1℃下げましょう。

	節約額	約1,020円/年
	CO ₂ 排出抑制量	6畳間の半分程度 (25.4kg-CO ₂ /年)


※灯油ファンヒーターを使用し、温度設定を21℃から20℃に下げた場合



 燃焼時間を1時間短縮しましょう。

	節約額	約1,700円/年
	CO ₂ 排出抑制量	6畳間程度 (41.8kg-CO ₂ /年)

※灯油ファンヒーターを使用し、温度設定が20℃の場合

テレビや照明を付けっ放しにしない

 テレビを付けている時間を、1日あたり1時間減らしましょう。

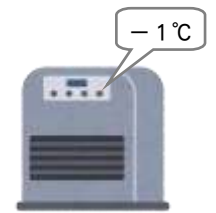
	節約額	約450円/年
	CO ₂ 排出抑制量	6畳間の1/3程度 (9.6kg-CO ₂ /年)

※液晶テレビ (32V型) の場合

¹ 経済産業省資源エネルギー庁が作成した「家庭の省エネ徹底ガイド」(平成27年3月発行)によるもので、年間の節約額は全国の平均的な単価を用いて試算されています。

また、CO₂排出抑制量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(第3条)」および「電気事業における環境行動計画2014」に記載された温室効果ガスの排出量の算定方法より算出されたものです。

² 省エネルギーモード…製品によって様々な名称があります(節電モード、待機モード、省電力モード等)が、ここでは、待機電力を抑える機能を指します。





💡 照明をこまめに消し、点灯時間を1日あたり1時間減らしましょう。

💰 節約額 約130円/年
🌱 CO₂排出抑制量 押入れの1/3程度 (2.8kg-CO₂/年)
※12Wの蛍光灯1灯の場合

冷蔵庫に物を詰めすぎない



💡 冷蔵庫に物を詰めすぎないようにしましょう。庫内の中身を半分に減らしましょう。

💰 節約額 約1,180円/年
🌱 CO₂排出抑制量 6畳間の半分程度 (25.0kg-CO₂/年)

💡 冷蔵庫は壁から間隔をあけて設置しましょう。壁や物に囲まれた冷蔵庫の片側を開放し空気の通りを良くしましょう。

💰 節約額 約1,220円/年
🌱 CO₂排出抑制量 6畳間の半分程度 (25.7kg-CO₂/年)

💡 冷蔵庫の開閉は出来るだけしないようにしましょう。

💰 節約額 約280円/年
🌱 CO₂排出抑制量 押入れ一つ分程度 (5.9kg-CO₂/年)

調理の際に電子レンジ、圧力鍋、保温鍋などを活用する



💡 調理の下ごしらえに電子レンジを活用しましょう。野菜をガス台でゆでる代わりに電子レンジで下ごしらえしましょう。

○葉菜（ほうれん草、キャベツ等）の場合

💰 節約額 約1,060円/年
🌱 CO₂排出抑制量 押入れ一つ分程度 (11.4kg-CO₂/年)

○果菜（ブロッコリー、かぼちゃ等）の場合

💰 節約額 約1,030円/年
🌱 CO₂排出抑制量 押入れ一つ分程度 (9.1kg-CO₂/年)

○根菜（じゃがいも、里芋等）の場合

💰 節約額 約1,150円/年
🌱 CO₂排出抑制量 押入れ一つ分程度 (12.1kg-CO₂/年)

シャワーを流しっ放しにしない

💡 1日のシャワー利用時間を1分短縮しましょう。

💰 節約額	約3,180円/年
🌱 CO ₂ 排出抑制量	6畳間の2/3程度 (29.0kg-CO ₂ /年)

💡 お風呂は間隔を開けずに入るようにしましょう。

💰 節約額	約6,530円/年
🌱 CO ₂ 排出抑制量	11畳間程度 (87.0kg-CO ₂ /年)



洗濯物はまとめて洗う

💡 洗濯機の容量を超えない程度にまとめて洗いましょう。毎日少しずつ洗濯せず、できるだけまとめ洗いしましょう。

💰 節約額	約3,980円/年
🌱 CO ₂ 排出抑制量	押入れの半分程度 (3.4kg-CO ₂ /年)



電気製品などを購入する時には、省エネタイプを選ぶ

💡 電気製品を買い換える際には、省エネタイプを選びましょう。消費電力量が大きいエアコン、テレビ、ビデオ、冷蔵庫、洗濯機のほか、蛍光灯器具、温水洗浄便座等も省エネ性の高い製品にしましょう。

○液晶テレビ40V型の場合

💰 節約額	約4,030円/年
🌱 CO ₂ 排出抑制量	4畳間程度 (30.0kg-CO ₂ /年)

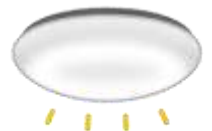
○冷蔵庫（401～450ℓ）の場合

💰 節約額	約11,600円/年
🌱 CO ₂ 排出抑制量	14畳間程度 (114.0kg-CO ₂ /年)

○LED照明に変えた場合

💰 節約額	約2,410円/年
🌱 CO ₂ 排出抑制量	6畳間程度 (50.8kg-CO ₂ /年)

※54Wの白熱電球から9Wの電球型LED照明に交換した場合



エコ・ドライブを心掛ける



🔊 積極的にアイドリングストップをしましょう。

💰 節約額	約2,700円/年
🇨🇦 CO ₂ 排出抑制量	5 畳間程度 (40.2kg-CO ₂ /年)
※30km走行ごとに4分間のアイドリングストップをした場合	

1 ふんわりアクセル「eスタート」
…発進後、最初の5秒で
20km/hになるくらいのペース
でアクセルを踏んでいく方法
で、優しいアクセル操作により
安全運転にも繋がる。

🔊 ふんわりアクセル「eスタート」¹をしましょう。

💰 節約額	約13,040円/年
🇨🇦 CO ₂ 排出抑制量	25畳間程度 (194.0kg-CO ₂ /年)

ここまでにご紹介した例をすべて実行すると、約5万7千円の節約となり約780kgのCO₂の発生が抑えられます。

しかし、パリ協定²の目標を達成するためには、更に多くの抑制が求められます。

2 パリ協定…2015年開催の
「気候変動枠組条約第21回
締約会議(COP21)」で採択
され、2016年11月に発効し
た、気候変動枠組条約の取
り決め。

日本は2030年までに、温室
効果ガスを2013年度比で
26%削減することを目標とし
ている。

この26%の削減目標を達成
するため、日本国内において
は再生可能エネルギーの有
効活用や建物における省エ
ネ推進、先進的な低炭素技
術の開発・導入を図っていく
こととしている。

そのほかにも…



○短距離の移動は、なるべく歩くか
自転車を使う



○長距離の移動は、なるべく公共
交通機関を使う



○庭に緑を増やす

5 まちを花で飾ろう

○花の街づくり

まちに花や緑を増やし、身近な自然環境や文化を大切にしましょう。そして快適で質の高い環境と美しい町並み・風景をつくりながらまちに潤いと活気をつくりましょう。

春から秋までは花や緑で玄関先や窓辺、庭を飾り道行く人に美しさと潤いを少し分けてあげませんか。



6 まちあかり運動

○街角に明かりをともしよう

冬は道路側に面した窓やカーテンを開けたり、玄関のあかりをつけたり、外灯をともしたりして、道行く人に少しだけあかりと暖かさ、潤いを分けてあげませんか。素敵な町並みができ、地域が明るくなって防犯効果も期待できます。

無用の電力を浪費して省エネに反する、と言う方もいるかもしれませんが、普段の生活の中で省エネに努力し、ほんの少しあかりをわけてあげる。そんな心のゆとりもスローライフなのではと思います。

また、電灯ではなく使用済みの油を利用して作るリサイクルキャンドル¹を使うと、もっとスローライフ的と言えます。

¹ リサイクルキャンドル…使用済みの天ぷら油等を市販の廃食用油処理剤で固めて作るキャンドル。植物性の油は、食物として口にしても結果的に CO₂ となりますので、キャンドルにして燃やすことで CO₂ が余計に発生することはないと考えられる。

なお、キャンドルをともしるときは、周囲に燃えるものがないか十分に注意しましょう。



7 環境教育の場づくり

○町民自らの手で

1 ビオトープ…規模の大小にかかわらず、野生の動植物・虫類が生息する自然空間を指す名称。

平成16年1月、町民の手による生き物と共生する自然公園（ビオトープ¹）の建設を目指す組織として「羽幌みんなでつくる自然空間協議会」が作られました。

協議会は、地域住民自らが行政に頼らずにビオトープをつくることで、環境を復元・創造していくプロセスを体験し、森・川やその先につながる海を含めた自然環境を見つめ続ける重要性を学ぶことを目指しています。

公園は総合体育館の福寿川上流部分の空き地で7haあり、公園の名前は「自然空間 はぼろ」と名付けられ、植樹活動などを通して整備が進められています。

また、子どもたちが入って遊べる北海道の形をした池や色々な生き物に触れることの出来る小川、その一方で人が立ち入らず周囲から静かに観察できるようなエリアを併設しています。

今後も、この自然公園を次世代へと引き継いでいくための維持管理や、より町民に活用してもらえるように普及啓発活動を行い、町民自らが考え行動することにより、羽幌ならではの環境教育の場づくりを進めます。



資料編

I 環境計画町民会議の活動

「未来の子ども達により良い環境を残したい、そのために今生きている私たちが何をしなければならないか。」それを考える環境計画町民会議が町長の私的諮問機関として平成15年6月に天売地区23名・焼尻地区15名・羽幌27名の総勢65名で発足しました。

会議の話し合いの中で、今私たちが出来ること、しなければならないことに沢山気が付き、そして数々の行動に結びつきました。これは、今後私たち町民が、未来の子ども達に素敵な自然環境、豊かで質の高い環境を残して行くための大事な行動の始まりだと言えます。

【環境計画町民会議の活動経緯】

平成15年6月 第1回目の会議を天売地区からはじめ、それから2年間のべ25回にわたり実施し、この環境基本計画と環境保全条例の素案を作りました。

しかし、天売・焼尻地区は5月から9月ごろまでは漁業繁忙期と観光シーズンのため会議開催が思うように出来ず、10月以降は悪天候のため定期船が欠航するなど、天売・焼尻地区での会議運営には課題を残しました。

各会議でのテーマは、

第1回「羽幌町の環境を守る基本計画策定事業の内容」（平成15年6月実施）

第2回「自然環境で課題・問題点となるもの」（平成15年8月実施）

第3回「生活環境で課題・問題点となるもの」（平成15年11月実施）

第4回「私たちに出来ること・しなければならないこと」（平成16年1月実施）

第5回「環境を良くするために行政や事業者、観光客などにしてもらいたいこと」

(平成16年5月実施)

※天売焼尻地区では漁業の繁忙期に入ったため書面会議としました。

第6回 羽幌地区「ごみマップ」づくり（平成16年6月実施）

天売・焼尻地区「17年度スケジュール、環境基本計画の概要」（平成17年4月実施）

※平成16年7月と10月に天売・焼尻地区での第6回会議として環境講演会の実施を予定しましたが、講師のスケジュール変更と定期船欠航のため2度とも中止となりました。

第7回 羽幌地区「花マップ」づくり（平成16年8月実施）

天売・焼尻地区「環境基本計画、条例案の説明」（平成17年10月実施）

第8回 羽幌地区「17年度スケジュール、環境基本計画の概要、エコショップ事業について」（平成17年3月実施）

第9回 羽幌地区「ごみマップ」づくり（平成17年5月実施）

第10回 羽幌地区のみ実施「花マップづくり、環境基本計画、条例案の説明」

(平成17年9月実施)

第11回 羽幌地区「環境基本計画、条例案の説明」（平成17年10月実施）

環境計画連絡調整会議（役場内プロジェクトチーム）との連携については、テーマごとに会議結果報告書を配布することで、町民会議メンバーの意見を出来るだけ多く伝えました。

また、基本計画・条例の作成段階の平成17年1月から10月までは、町民会議の意見を事務局を通して、頻りにメールで交信し意見交換を行いました。

環境計画町民会議では、会議の中で気が付いた、今私たちが出来ること、しなければならないことを、独自事業として実際に様々な取り組みを行いました。

年 月 日	会 議 テ ー マ
平成14年4月1日	農林水産課に自然環境係新設
平成14年12月	「羽幌町自然と環境とくらしのアンケート」実施
平成15年1月	町民会議メンバー募集開始
平成15年7-8月	「羽幌町自然と環境とくらしのアンケート」観光客対象実施
平成15年6月29日	天売地区 第1回 環境計画町民会議 委嘱状の交付、「羽幌町 自然と環境とくらしのアンケート」結果報告、環境問題参考ビデオ鑑賞、グループ討議（班長の選出）
平成15年6月30日	焼尻地区 第1回 環境計画町民会議（同上）
平成15年7月1日	羽幌地区 第1回 環境計画町民会議（同上）
平成15年8月24日	天売地区 第2回 環境計画町民会議 「自然環境で課題・問題点となるもの」
平成15年8月25日	焼尻地区 第2回 環境計画町民会議（同上）
平成15年8月26日	羽幌地区 第2回 環境計画町民会議（同上）
平成15年9月19日	第1回 環境計画 連絡調整会議（役場内プロジェクトチーム） 「羽幌町の環境を守る基本計画策定事業」の内容説明と今後のスケジュール 「羽幌町 自然と環境とくらしのアンケート」結果報告、町民会議審議内容説明
平成15年10月24日	羽幌地区 第3回 環境計画町民会議 テーマ「天売・焼尻・羽幌それぞれの地区で生活環境で課題・問題点となるもの」「グリーン度チェック、グリーンコンシューマー」 「羽幌町 自然と環境とくらしのアンケート（観光客対象）」結果報告
平成15年10月26日	焼尻地区 第3回 環境計画町民会議（同上）
平成15年11月16日	天売地区 第3回 環境計画町民会議（同上）
平成16年1月30日	羽幌地区 第4回 環境計画町民会議 テーマ「私たちに出来ること、しなければならないこと」
平成16年2月1日	焼尻地区 第4回 環境計画町民会議（同上）
平成16年2月2日	天売地区 第4回 環境計画町民会議（同上）
平成16年2月13日	羽幌町環境審議会 「羽幌町の環境を守る基本計画策定事業」の内容説明と今後のスケジュールの報告
平成16年5月11日	羽幌地区 第5回 環境計画町民会議 テーマ「行政に対してしてほしいこと、事業者に対してしてほしいこと、観光客に対してしてほしいこと」「平成16年度 環境計画町民会議 実施事業について」
平成16年6月 10-15日	羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」カキを入れる網袋縫い作業
平成16年6月11日	羽幌地区 第6回 環境計画町民会議 テーマ「ごみマップづくり」「水質浄化班 福寿川水質浄化計画について」 「花マップづくり」

年 月 日	会 議 テ ー マ
平成16年5月24日 -6月11日	役場ロビー 環境計画町民会議報告展示会 1年間の環境計画町民会議の活動状況を写真とパネルで報告
平成16年6月18日	羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 サロマ漁協よりカキ貝殻を輸送
平成16年6月26日 -7月3日	羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 カキ貝殻袋詰作業、イカダ組み作業
平成16年7月3日	羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 カキ貝殻設置場所まで輸送作業
平成16年7月4日	羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 カキ貝殻設置作業 福寿川 サンセットプラザ横に設置
平成16年7月 1-12日	中央公民館ロビー 環境計画町民会議報告展示会 1年間の環境計画町民会議の活動状況を写真とパネルで報告
平成16年7月15日 -8月3日	羽幌郵便局ふれあいコーナー (同上)
平成16年7月22日 -8月27日	すこやか健康センター (同上)
平成16年8月25日	羽幌地区 第7回 環境計画町民会議 テーマ「花マップづくり」、「スローライフ班 プリンせっけんづくり講習会について」
平成16年9月2日	羽幌地区 独自事業 「プリンせっけんづくり講習会」
平成16年10月27日	羽幌地区 独自事業 プリンせっけん町民配布用ペットボトル詰め作業
平成16年11月3日	羽幌地区 独自事業 プリンせっけん町民配布 羽幌町民芸術祭 舞台公演日にペットボトル詰め300本を町民に配布
平成16年11月23日	焼尻地区 独自事業 「プリンせっけんづくり講習会」メンバーのほか一般島民参加
平成16年11月24日	天売地区 独自事業 (同上)
平成16年12月 8-9日	羽幌地区 独自事業 「リサイクル・キャンドルとローソクづくり講座」
平成17年3月15日	羽幌町環境審議会 環境計画策定事業実施状況を説明
平成17年3月24日	羽幌地区 第8回 環境計画町民会議 テーマ「17年度スケジュール、環境基本計画の概要、エコショップ事業について」
平成17年4月13日	羽幌町議会産業厚生常任委員会 環境計画策定事業実施状況を説明
平成17年4月18日	焼尻地区 第6回 環境計画町民会議 テーマ「17年度スケジュール、環境基本計画の概要、エコショップ事業について」
平成17年4月24日	天売地区 第6回 環境計画町民会議 (同上)
平成17年4月27日	羽幌地区 独自事業 「プリンせっけんづくり講習会」
平成17年5月23日	羽幌地区 第9回 環境計画町民会議 ごみマップづくり

年 月 日	会 議 テ ー マ
平成17年5月26日	焼尻地区 独自事業 島民植樹会
平成17年5月30日	羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 サロマ漁協よりカキ貝殻を輸送
平成17年6月10日	羽幌地区 独自事業 町道朝日公園高台線 駐車場公園ごみ調査
平成17年6月 25-26日	羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 カキ貝殻袋詰作業
平成17年7月2-3日	羽幌地区 独自事業 「福寿川水質浄化計画」 カキ貝殻設置作業 海鳥センター裏福寿川に設置
平成17年7月4日	羽幌地区 独自事業 羽幌保育園父母の会主催 「プリンせっけんづくり講習会」
平成17年8月 10-24日	中央公民館ロビー 環境計画町民会議活動報告展示会
平成17年8月25日 -9月8日	羽幌郵便局ふれあいコーナー 環境計画町民会議活動報告展示会
平成17年9月6日	羽幌地区 第10回 環境計画町民会議 テーマ「花マップづくり、環境基本計画、条例案の説明」
平成17年9月20日 -10月14日	役場ロビー 環境計画町民会議活動報告展示会と花マップ展示
平成17年10月7日	羽幌地区 第11回 環境計画町民会議 テーマ「環境基本計画、条例案の説明」
平成17年10月12日	焼尻地区 第7回 環境計画町民会議 (同上)
平成17年10月15日	天売地区 第7回 環境計画町民会議 (同上)
平成17年10月 18-31日	羽幌郵便局ふれあいコーナー 花マップ展示
平成17年10月27日	羽幌地区 独自事業 「プリンせっけんづくり講習会」
平成17年10月31日	役場幹部会議室 町長へ「羽幌町の環境を守る基本計画、羽幌町環境保全条例」答申書提出
平成17年10月31日 -11月10日	中央公民館ロビー 花マップ展示
平成17年11月3日	中央公民館ロビー 町民芸術祭 舞台公演日にプリンせっけん無料配布
平成17年11月14日	羽幌高校 プリンせっけんづくり講習会 羽幌高校2年生3クラスでプリンせっけんづくり講習会を実施
平成17年11月17日	羽幌町環境審議会 「羽幌町の環境を守る基本計画、羽幌町環境保全条例」を説明
平成17年11月28日	羽幌町議会 産業厚生常任委員会 「羽幌町の環境を守る基本計画、羽幌町環境保全条例」を説明
平成17年12月7日	羽幌地区 独自事業 「リサイクル・キャンドルとローソクづくり講座」
平成17年12月15日	羽幌地区 独自事業 町内公共施設点灯用リサイクル・キャンドルづくり

年 月 日	会 議 テ ー マ
平成17年12月 19-30日	まちあかり運動 羽幌地区環境計画町民会議が作ったリサイクル・キャンドルを役場、すこやか健康センター、羽幌保育園、総合体育館で点灯
平成18年 1月14日	中央公民館 自然科学教室 自然科学教室の子ども達と「リサイクル・キャンドルづくり講座」開催
平成18年 2月16日	羽幌町環境審議会 「羽幌町の環境を守る基本計画、羽幌町環境保全条例」を承認
平成18年 3月 8日	平成18年第 2回羽幌町議会定例議会 「羽幌町環境保全条例」議決
平成27年11月 6日	羽幌町環境審議会 「羽幌町の環境を守る基本計画」見直しの方針を説明
平成27年11月24日	羽幌町議会 文教厚生常任委員会 「羽幌町の環境を守る基本計画」見直しの方針を説明
平成28年 6月20日 - 7月 4日	計画見直しに向けたヒアリング調査実施（庁内、事業者）
平成28年 6月22日 - 7月 7日	計画見直しに向けた町民会議委員公募
平成28年 8月26日	羽幌地区 第 1回 環境計画町民会議 テーマ「環境計画見直しの概要、見直しのスケジュール、取組みの実施状況の点検・評価について」
平成28年 9月 1日	天売地区 第 1回 環境計画町民会議（同上）
平成28年 9月 2日	焼尻地区 第 1回 環境計画町民会議（同上）
平成28年11月11日	羽幌地区 第 2回 環境計画町民会議 テーマ「環境計画素案（3章・4章）について」
平成28年11月19日	焼尻地区 第 2回 環境計画町民会議（同上） ※悪天候により中止
平成28年11月25日	羽幌町議会 文教厚生常任委員会 計画見直しの進捗状況を説明
平成28年11月28日	天売地区 第 2回 環境計画町民会議（同上）
平成29年 1月10日	羽幌町環境審議会 計画見直しの進捗状況を説明
平成29年 1月 12-31日	パブリックコメント実施
平成29年 2月27日	庁内会議 羽幌町政策調整会議 計画原案について説明
平成29年 3月 6日	第 3回 環境基本計画町民会議 テーマ「環境基本計画原案について」
平成29年 3月10日	羽幌町議会 文教厚生常任委員会 計画原案について説明
平成29年 3月14日	羽幌町環境審議会 計画原案について説明

【第1次計画における町民会議の独自事業】

1 ごみマップづくり

平成16年度と17年度の2回にわたり羽幌地区環境計画町民会議メンバー自身がカメラを持ち、ごみの不法投棄現場やポイ捨て現場を撮影し、大きな地図に写真を貼り付けごみマップを作りました。

そして、役場や中央公民館、すこやか健康センター、郵便局など公共施設で貼り出し、町民へごみ不法投棄の実状を知らせごみ処理マナーの徹底を訴えたほか、郊外の大規模な不法投棄現場でごみ回収と投棄内容の調査を行いました。

2 福寿川をきれいにしよう

羽幌町市街地の中央を流れる福寿川は観光の中心のサンセットプラザはぼろや羽幌バラ園、北海道海鳥センターの横を流れるとともに、繁華街のすぐ横を流れる川です。2級河川羽幌川は切り替え事業で市街地北端へ移動し、福寿川が残留河川としてコンクリートの3面張りで整備されました。

一方平成14年に公共下水道が供用開始されましたが、下水道に接続する家庭がなかなか増えず、相変わらず家庭からの生活雑排水が福寿川に流れ込んでいます。そのため、川底にはヘドロが溜まり、春から夏にかけ溜まったヘドロからガスが発生し周囲に悪臭を放ち、せっかくの観光スポットが台無しとの苦情が寄せられていました。

その様な折、町民会議の活動を知る町民から水質改善のためにカキ貝殻利用の意見が寄せられ、調査を行い実施しました。カキ貝殻は佐呂間漁協から6トンが無償で譲り受け、地元の漁家からは使わなくなった漁網をいただき、袋に縫ってカキ貝殻を詰め、水底に設置しました。

平成16年7月に初めてカキ貝殻を設置し、この夏は猛暑が続きましたが、ガスの発生や悪臭の苦情は出ませんでした。引き続き平成17年7月には8トンを設置しました。平成17年の夏も暑い日が続き、ガスの発生や悪臭が心配されましたが、福寿川周辺に住む町民からは昨年と同様臭いがしなくなったとの声を聞きます。

3 プリンせっけんづくり

河川の汚れの8割は家庭からの生活排水が原因と言われています。

町民会議では福寿川の水質浄化を行う一方で、家庭から出される生活雑排水、特に洗剤に注目しました。現在ほとんどの町民が使用している合成洗剤を自然にやさしいせっけんに替える運動と、これに併せてせっけんづくり講習会を行い、家庭から川や海を汚さない運動を行っています。

使用済み食用油にごはんと苛性ソーダと熱湯を加えるとプリンのようにやわらかいせっけんが出来ます。食器洗いから洗濯、トイレ・お風呂洗いまで様々な用途で使えるとても優秀なせっけんです。

プリンせっけんづくり講習会は、平成16年9月に羽幌地区で行い、11月に天売・焼尻地区でも行いました。平成17年度は4月と9月に羽幌地区でプリンせっけんづくり講習会を行い、「出前講座」として平成17年7月に羽幌保育園父母の会主催で、11月には羽幌高校の2学年3クラスを対象にプリンせっけんづくり講習会を行いました。

4 花マップづくり 花の街づくり

平成14年に実施した環境アンケートでは、嫌いな場所の上位に街並みが入りました。統一性が無く殺風景で緑や花が少ない、活気が無くさみしいというのが主な理由です。

町民会議メンバーから「花壇や鉢植えなどで花を飾っている方々を紹介し、もっと町を花で飾る運動をしたい」との意見が出ました。

そして、平成16年度と17年度の2回ごみマップと同じように各メンバーがカメラで花を飾っている風景を撮影し、大きな地図に貼り出し「花マップ」をつくり、花壇編と窓辺編に分けてそれぞれきれいに町を飾っている方々を10人ずつ選びました。

この花マップは、役場ロビーや中央公民館、郵便局などで掲示し広く町民のみなさんに見ていただき、花の街づくりの意識向上を図りました。

5 リサイクルキャンドルづくりとまちあかり運動

まちあかり運動とは、春から秋までは花で町を飾り、冬はローソクなどで窓辺に明かりを灯そうという運動です。冬の毎週土曜日の午後6時から9時までの3時間アイスキャンドルやスノーランタン、外灯などで窓辺や玄関先を飾り、道行く人に少しでも暖かさや灯火を分け、また家の中では電気を消してローソクを付け静かな夜を楽しみませんかという運動を平成16・17年度と行いました。

その前段で、使用済みの食用油からつくるリサイクルキャンドルとローソクづくり講座を平成16年12月に2回、17年度は1回開催しました。

駅前ターミナル商店街では平成16年12月にローソクで商店街を灯すキャンドルナイトを実施し、翌年はリサイクルキャンドルづくり講座に参加し、リサイクルキャンドルでキャンドルナイトを実施しました。

羽幌高校でも平成17年12月に希望者が集まり、リサイクルキャンドルづくりが行われました。高校生の作ったキャンドルの一部は特別養護老人ホームしあわせ荘へプレゼントされました。

環境計画町民会議でも平成17年12月にリサイクルキャンドルを120個作り、羽幌町役場、すこやかセンター、羽幌保育園、羽幌町総合体育館で2週間灯しました。

北海道海鳥センタージュニアレンジャー、中央公民館羽幌自然教室の子ども達も平成18年1月にリサイクルキャンドルづくりを行い、北海道海鳥センター、中央公民館の前をキャンドルの明かりで飾りました。あちこちの玄関先や窓辺から電飾やあかりが灯されるようになり、少しずつまちあかり運動が広まっています。

6 島民植樹会

平成17年5月焼尻島羽幌町めん羊牧場の沢地で、島民植樹会が開催されました。

焼尻地区の環境計画町民会議の話し合いの中で、森の恵みが沢から海へと流れ、ウニやアワビの子ども達の餌になると学び、昔の海を取り戻すために木を植えることになりました。焼尻中学校と一緒に参加し一般島民も含めて、300本の苗木を植えることが出来ました。

7 ビオトープづくり

平成16年1月に結成された「羽幌みんなで作る自然空間協議会」は、町民の手で「守って行く環境」を学ぶことが出来るビオトープ公園「自然空間はぼろ」をつくることを目的とした民間団体です。この活動に環境計画町民会議のメンバーが大勢中核として参加しています。このビオトープづくりこそ、町民が自ら考え行動する事業のモデルとなりうるものです。

2 環境基本計画町民検討会議 委員名簿

【焼尻地区】

No.	氏名	備考
1	石川 みゆき	
2	村井 清人	
3	藤田 貴子	
4	寺坂 國廣	
5	村井 孝行	
6	布目 一也	
7	新沼 文也	

【天売地区】

No.	氏名	備考
1	齊藤 暢	
2	坂本 武房	
3	奈良 清志	
4	佐賀 大一	
5	坂本 学	
6	野上 和馬	

【羽幌地区】

No.	氏名	備考
1	北條 由紀子	
2	米山 一夫	
3	米山 しげみ	
4	菅原 新一	
5	五十嵐 芳信	
6	渡辺 奈智	
7	岩澤 光子	
8	竹谷 るみ子	
9	竹谷 美幸	
10	高山 ミイ	
11	濱野 孝	
12	工藤 匡	
13	和泉 幸生	
14	篠原 隆宏	
15	藤田 隆二	
16	岡部 克寛	
17	川端 博明	
18	木本 志津子	
19	上田 稔	
20	竹中 康進	

3 羽幌町環境保全条例

平成18年3月23日 条例第5号

前文

私たちのまち羽幌は、秀峰ピッシリをいただき、緑あふれ、みのり多い山野と豊かな海、国定公園に指定されている天売・焼尻の両島を抱え、この豊かな自然の恵みのもとで生活を営み、個性ある文化を育んできた。

しかし、私たちの生活に物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で資源やエネルギーの大量消費を伴い、また大量の廃棄物を生むなど環境への負荷を増大させている。そして、その影響は単に地域の環境だけではなく、地球全体へと広がっている。

私たちには、健康で文化的な生活を営むため、豊かで質の高い環境の恵みを享受する権利があるとともに、良好な環境を保全し、活用し、未来へ引き継ぐ責任と義務がある。そのため、私たち自身が生態系の一部であることを自覚し、環境への負荷を発生させながら生活していることを認識しつつ、人と自然との共生を目指し、持続可能な循環型の社会を築いていく必要がある。

ここに、私たちは、今後も豊かな自然環境とともに暮らしていくことができるよう、自然の仕組みを再認識し、環境に配慮したまちづくりを積極的に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、豊かで質の高い環境の保全・活用・継承（以下「環境の保全等」という。）についての基本的な考え方を定め、住民・事業者・団体・観光客・町（以下「住民等」という。）それぞれの責任と義務を明らかにするとともに、環境の施策の基本となる事項を定め、施策を総合的・計画的に推進し、町民が豊かで質の高い環境の恵みを享受するとともに後代に伝え続けることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 豊かで質の高い環境公害の防止、自然環境の保全はもとより、生態系が保全され、かつ清浄な水や大気、身近な緑や自然・動植物との豊かなふれあいが確保され、歴史的・自然的遺産や景観が適正に保全されている状態をいう。
- (4) 保全・活用・継承祖先から受け継いだ自然を大切に、汚さないように守り育てること、自然を活かしたまちづくりをすすめること、及び自然を次の世代へより良い自然として引き継ぐことをいう。

(基本的な考え方)

- 第3条 環境の保全等は、現在と未来の町民が豊かで質の高い環境の恵みを楽しむとともに、そのような環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。
- 2 住民等は、それぞれが責任と義務を自覚し、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に向けた活動について、自主的かつ積極的に取り組まなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域の環境の保全の上に成り立つものであるため、住民等の各主体によって自らの地域の問題として捉えられ、それぞれの日常生活や事業活動を通じて積極的に推進しなければならない。

(住民の役割)

- 第4条 住民は、環境への負荷の減少に努めるとともに、環境まちづくりへの積極的な関与など、様々な活動に取り組み、次の各号に定める役割を果たすべきものとする。
- (1) ライフスタイルを見直し、日常生活の中で省エネルギーやごみの減量など環境への負荷の低減に努める。
- (2) 身近な自然・動植物の保全活動や環境まちづくりなど、様々な面で環境の保全等に主体的に取り組む。
- (3) 環境の分野で自主的に活動している住民団体・各種団体等の取り組みに積極的に参加する。
- (4) その他、様々な活動を通じて、環境の保全等に取り組む。

(事業者の役割)

- 第5条 事業者は、持続可能な社会の実現のため、事業活動の発展と環境の保全等との両立をめざすため、次の各号に定める役割を果たすべきものとする。
- (1) 関係法令等を遵守し、公害の防止、循環型社会の形成、エネルギーの有効利用、産業廃棄物の発生抑制等、環境に配慮した事業をすすめる。
- (2) 分野を問わず新たな事業を行う際には、環境に配慮する。
- (3) 地域の環境活動への参加・支援などに自主的に取り組む。
- (4) 消費者である住民や団体、観光客、町と協働し、地域の環境への取り組みに積極的に貢献する。

(町の役割)

- 第6条 町は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、次の各号に定める役割を果たすべきものとする。
- (1) より効果的な取り組みとなるよう、主体間の取り組みを調整する。
- (2) 住民等が取り組みに参加しやすい仕組みや支援制度等の整備を行う。
- (3) 適宜、環境教育を実施する。
- (4) 国、北海道や近隣市町村等との共同の取り組みを行う。
- (5) その他、環境関連施策を実施する。

(観光客の役割)

第7条 豊かな自然を体感し享受することを目的として羽幌町を来訪する観光客は、羽幌町の地域社会の一構成員としての自覚と責任を持ち、自然環境に対して、生態系の自然特性を変化させないような方法で、これを持続的に利用すべきものとする。

(施策の基本方針)

第8条 町は、第3条に定めた基本的な考え方にに基づき、各主体が環境の保全等を行うことが出来るよう、施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自然のしくみを再認識し、環境に配慮した生活を自ら考え、行動し、創り出すことのできる住民育成に関する事項
- (2) 自然に学び自然のしくみを再認識し自然とともに暮らす地域づくりに関する事項
- (3) 事業活動の発展と環境の保全等に関する事項
- (4) ライフスタイルの見直しに関する事項
- (5) 町が行う事業に関する事項
- (6) 観光客に関する事項

3 町長は、基本方針を定めたときは遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定する。

(規制の措置等)

第10条 町は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に関して支障を及ぼすおそれのある行為を行おうとする者に対し、指導、助言、要請等を行うことができる。

(環境教育等の推進)

第11条 町は、住民等が環境の保全等について理解を深めるために、政府の定める環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針に基づき、それぞれの理解に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な措置をとるとともに、住民等が、環境の保全等についての学習活動を自発的に行うことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(環境に関する情報の提供)

第12条 町は、住民等の環境の保全等に関する活動の円滑な実施を促進するため、環境に関する情報を提供するよう必要な施策を講ずるものとする。

(住民等の活動への支援)

第13条 町は、住民等が自発的に行う環境の保全等に関する事業や活動を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

(国、北海道、他の市町村等との協力)

第14条 町は、環境の保全等のために必要な広域的取り組みについて、国、他の公共団体、民間団体、国際機関等と協力して推進に努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。



羽幌町の環境を守る基本計画

発行 平成 29 年 (2017 年) 3 月

企画・編集 羽幌町町民課

〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町 1 番地の 1

TEL:0164-62-1211 (代表)

0164-68-7003 (直通)

FAX:0164-62-3206

E-mail:c-kankyou@town.haboro.lg.jp